

第3章 災害応急対策計画

風水害や大規模火災などによる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されるため、交通、通信等の途絶に関わらず迅速に市災害対策本部等を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。

なお、実施担当部局に示す名称は、名張市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合の名称である。

第1節 活動体制（共通）

市域に災害が発生した場合は、市災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び市域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

1 実施責任

危機管理室・関係各部

2 名張市防災会議

名張市防災会議は、市長を会長として基本法第16条第1項に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図る。なお、防災会議の所掌事務及び組織については、名張市防災会議条例（昭和38年名張市条例第9号）の定めるところによる。

3 市の活動体制

（1）市災害対策本部

市内等に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、市長は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間等の時系列を検討し、必要な防災体制ないし災害救助体制を確立するため、基本法第23条の規定に基づき市災害対策本部を設置する。

ア 設 置

災害に伴う市災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。

＜風水害等＞

（ア）市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（雪）又は洪水警報が発表されたとき。

（イ）災害救助法の適用を必要とする災害が発生又は予想されるとき。

（ウ）その他市長が適当と認めたとき。

＜地震＞

（ア）市域に震度5弱以上の地震があったとき。

（イ）県内又は相互物資援助協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。

（ウ）東海地震に関して大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒宣言が発せられたとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき。

（エ）その他地震に関する災害で、市長が必要と認めたとき。

イ 廃 止

<風水害等>

- (ア) 市域において発表されていた暴風、暴風雪、大雨（雪）又は洪水警報が解除されたとき。
- (イ) 災害対策本部の業務が概ね完了、若しくは不要と判断されたとき。
- (ウ) その他市長が必要と認めたとき。

<地震>

- (ア) 市域内に震災の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策が概ね完了したとき。

ウ 職員配備基準

市長は、災害対策本部長（以下、「本部長」という。）となり、各部の長に、次の区分に基づく職員配備を指令する。

(ア) 準備体制

市域に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市災害対策本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配備するものとする。

区分	配 備 内 容	配備人員	配 備 時 期
準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じた警戒体制に入る体制	各部の配備計画による人員	<p><風水害等></p> <p>1 市域に大雨、洪水注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 その他異常な原因による災害等で、市長が必要と認めたとき。</p> <p><地震></p> <p>1 市域に震度4の地震が発生したとき。</p> <p>2 相互物資援助協定都市で震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>3 東海地震に関する調査情報が発表されたとき。</p> <p>4 その他地震に関する災害が発生したとき。</p>

(イ) 警戒体制、非常体制（市災害対策本部設置）

市災害対策本部は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準により警戒体制又は非常体制をとるものとする。

区分	配 備 内 容	配備人員	配 備 時 期
警 戒 体 制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	各部の配備計画による人員	<p><風水害等></p> <p>1 次の警報のうち、いずれかが市域に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨(大雪)警報 (3) 洪水警報</p> <p>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。</p> <p><地震></p> <p>1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 県内又は相互物資援助協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 東海地震注意情報が発表されたとき。</p> <p>4 地震により災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>
非 常 体 制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制	全職員	<p><風水害等></p> <p>1 全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで市長が必要と認めたとき。</p> <p><地震></p> <p>1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。</p> <p>3 全域にわたって地震に関する甚大な災害が発生した場合。</p>

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- b 各部長は、配備基準に基づき、所管の各班ごとに配備編成計画をたて、危機管理担当部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。
- c 本部が設置された場合において危機管理室から要請のあったときは、各部各班は連絡のため部員を派遣し、災害対策本部員会議その他の各部各班の連絡に遺漏のないよう措置するものとする。
- d 各部各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、直ちに現場に急送できるようあらかじめ関係各部各班との連携を密にしておくものとする。
- e 物資及びその他の輸送については、原則として市有各車両を使用するものとするが、不足の場合は、民間の車両を借上げができるよう、あらかじめ所管の部において措置しておくものとする。

4 指揮命令系統の確保

(1) 市長等幹部職員の連絡系統

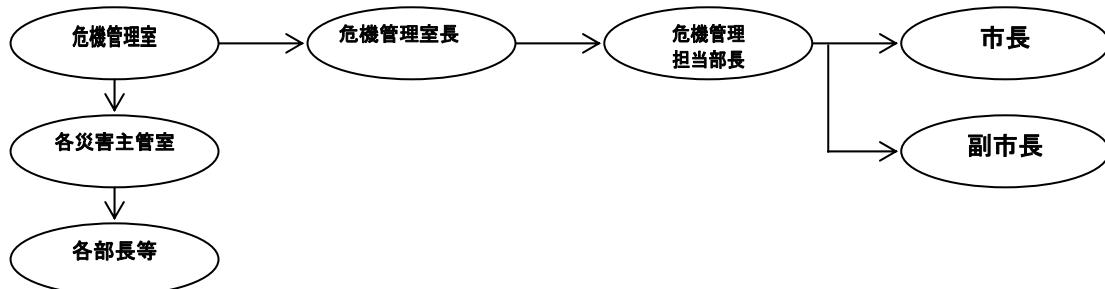
市長等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。

勤務時間内は、庁内放送、電話、電子メール、市防災行政無線等とする。

勤務時間外は、電話、職員向け安否参集確認システム等とする。

(2) 指揮命令系統の確立

市長に事故等があった場合には、副市長が指揮をとる。



5 市災害対策本部の組織及び所掌事務

市災害対策本部の組織及び所掌事務は、「名張市災害対策本部条例」（昭和38年条例第10号）、「名張市災害対策本部組織規定」（昭和51年規定第16号）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

また、非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、関係機関に対して参加を要請するものとする。

- ア 本部の配備体制に関すること。
- イ 災害対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 各部の応急処理計画及び処理状況の報告に関すること。
- エ 各部の応急処理計画の連絡調整に関すること。
- オ 緊急事態が発生した場合の処理に関すること。
- カ その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(2) 総合対策部

災害情報を取りまとめ、被災者への情報伝達、その他市災害対策本部の事務総括を行うため、総合対策部を設置する。

6 市災害対策本部の設置場所

市の災害対策活動の中核である市災害対策本部の設置場所は、市庁舎とする。但し、非常体制時等大規模災害発生時には、名張市防災センターに設置する。

7 防災関係民間団体の協力

その所掌事務に關係する民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

名張市災害対策本部組織表

	本 部 長	市 長		
副本部長		副 市 長		
本部員 22名	市立病院長・教育長・危機管理担当部長・総務部長・企画財政部長・地域担当部長・市民部長・生活環境部長・健康福祉部長・子ども担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・市立病院事務局長・会計管理者・教育次長・消防長・議会事務局長・監査委員事務局長・農業委員会事務局長・環境衛生組合事務局長・調整監			
部 名	部 長	班名及び構成	班 長	所 掌 事 務
各部共通				<p>1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関すること。</p> <p>2 所管に関する災害写真の取りまとめに関すること。</p> <p>3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に関すること。</p> <p>5 他の部の応援に関すること。</p> <p>6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び所掌事務の総括は主管班が行う。</p>
総合対策部	危機管理担当 部長 (副) 企画財政部長 地域担当部長 会計管理者 調整監	総合対策班 <構成> 危機管理室 総合企画政策室 行政改革推進室 広報対話室 地域経営室 地域政策室 財政経営室 出納室	危機管理室長 (副) 総合企画政策 室長	<p>1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。</p> <p>2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に関すること。</p> <p>3 災害対策本部員会議に関すること。</p> <p>4 災害対策と市行政全般の調整に関すること。</p> <p>5 避難勧告及び避難指示に関すること。</p> <p>6 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に関する応援要請に関すること。</p> <p>7 防災ヘリコプターの応援要請に関すること。</p> <p>8 災害応急対策の実施状況の総括に関するこ と。</p> <p>9 県災害対策本部その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>10 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の収集及び記録に関するこ と。</p> <p>11 災害情報の総括及び被害情報に関するこ と。</p> <p>12 各班に対する防災及び災害情報の周知に関するこ と。</p> <p>13 県災害対策本部への報告に関するこ と。</p> <p>14 防災無線の運用統制に関するこ と。</p> <p>15 災害広報に関するこ と。</p> <p>16 報道機関に対する情報提供その他連絡に関 するこ と。</p>

				<p>すること。</p> <p>1 7 各地区からの情報の収集に関すること。</p> <p>1 8 各地区との連絡及び住民への周知に関すること。</p> <p>1 9 災害関係の予算措置に関すること。</p> <p>2 0 災害対策本部に係る物品の調達及び出納に関すること。</p> <p>2 1 災害経理（義援金の保管を含む。）に関すること。</p> <p>2 2 本部要員等の給食に関すること。</p> <p>2 3 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。</p>
		秘書班 <構成> 秘書室	秘書室長	<p>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</p> <p>2 本部長が行う災害見舞いに関すること。</p> <p>3 本部長が行う国及び県に対する陳情要望に関すること。</p>
総務部	総務部長	総務班 <構成> 総務室	総務室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 災害関係文書及び物品の収受、配分及び発送に関すること。</p> <p>3 他の地方公共団体への援助及び派遣に関すること。</p> <p>4 災害関係渉外に関すること。</p>
		人事班 <構成> 人事研修室	人事研修室長	<p>1 各部の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること。</p> <p>2 職員の健康管理及び災給付に関すること。</p> <p>3 他の地方公共団体職員の受入に関すること。</p> <p>4 要員の雇用に関すること。</p>
		管財班 <構成> 管財室 契約検査室	管財室長	<p>1 災害救助用臨時電話等の設置に関すること。</p> <p>2 災害救助要員、避難者等の輸送に関するこ。</p> <p>3 災害応急対策物資及び資機材の購入、借受け及び輸送に関すること。</p> <p>4 その他災害関係物品の調達及び配分に関すること。</p> <p>5 車両の配車及び借上げ（災害防御及び応急復旧に関する車両を除く。）に関すること。</p> <p>6 市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。</p>
		情報管理班 <構成> 情報政策室	情報政策室長	<p>1 情報管理システムの災害対策に関すること。</p>
調査部	市民部長	調査班 <構成> 総合窓口センター 課税室 収納室 債権管理室 保険年金室	総合窓口センタ ー長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 り災者の相談に関すること。</p> <p>3 被害世帯数の調査及び報告に関すること。</p> <p>4 被害に伴う市民税及び固定資産税等の減免に関すること。</p> <p>5 り災証明に関すること。</p>
環境部	生活環境部長	環境班 <構成>	生活環境政策 室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 災害による水質検査に関すること。</p> <p>3 災害による公害対策に関すること。</p>

		生活環境政策室 環境対策室 人権・男女共同 参画推進室		4 被災地の消毒及び防疫に関すること。 5 り災者のうち、確認された遺体の収容及び埋 火葬に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 伊賀南部環境衛生組合との連絡調整に関する こと。 8 り災地の清掃及び処分に関すること。 9 所管する施設に設置される避難所の開設に 関すること。
救護部	健康福祉部長	救護総括班 <構成> 健康福祉政策室	健康福祉政策 室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 所管に係る関係施設との連絡調整及び避難 所開設に関すること。
	(副)子ども担当 部長	生活支援班 <構成> 生活支援室 子育て支援室 子ども政策室 高齢・障害支援 室 地域包括支援 センター	生活支援室長	1 災害救助法の適用手続き及び運用に関する こと。 2 被災者生活再建支援法の適用等に関するこ と。 3 救護及び義援金品の收受、配分及び事務手続 きに関すること。 4 り災者に対する救助物資の受入及び供給に 関すること。 5 災害時要援護者、児童及び母子世帯の援護対 策に関すること。 6 災害ボランティアの受入、活動及び運用に関 すること。 7 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関 すること。 8 り災者のうち、身元不明等の死者等の収容及 び埋火葬に関すること。 9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付 に関すること。 10 日本赤十字社との事務調査に関すること。 11 所管する施設に設置される避難所の開設に 関すること。
		救護班 <構成> 健康支援室 地域医療室	健康支援室長	1 救護所の設置に関すること。 2 り災者の健康調査及び相談に関すること。 3 医療機関及び県との連絡調整に関すること。 4 保健及び医療関係の派遣職員及びボランテ ィアに関すること。 5 所管する施設に設置される避難所の開設に 関すること。
医務部	市立病院事務 局長	医務班 <構成> 名張市立病院 介護老人保健 施設 看護専門学校	経営総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 災害時における医務の総合計画に関するこ と。 3 患者輸送その他の医事に関すること。 4 患者治療に関すること。 5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 6 放射性物質の災害応急対策に関すること。 7 病院施設等の被害調査及び災害対策に関す ること。
農林商工部	産業部長	農林商工総括班 <構成> 産業政策室	産業政策室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。
		農林班 <構成> 農林振興室	農林振興室長	1 救助用食糧（主食・副食）の確保及び供給 に関すること。 2 農林業用施設及び耕地の応急復旧に関す ること。 3 農林畜産の被害調査及び災害対策に関する こと。 4 死亡家畜の処理に関すること。

				<p>5 り災農産物及び家畜等の病害予防に関すること。</p> <p>6 林道及び林地、林業施設並びに地すべり等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>7 水位観測に関すること。</p> <p>8 農林道の整備に関すること。</p>
		商工観光班 <構成> 商工観光室	商工観光室長	<p>1 商工鉱業関係等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>3 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>4 鉄道、路線バス等公共交通機関の被害状況の把握に関すること。</p> <p>5 生活必需品及び応急物資の調達に関すること。</p> <p>6 産業の復興に関すること。</p>
土木建築部	都市整備部長	土木建築総括班 <構成> 都市整備政策室	都市整備政策室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p>
		土木・河川班 <構成> 維持管理室 道路河川室 市街地整備室 都市計画室	維持管理室長	<p>1 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 道路パトロールの実施及び応急措置に関すること。</p> <p>3 道路、河川、水路等公共土木施設の災害防御及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 水位観測に関すること。</p> <p>5 砂防事業に係る県との連携に関すること。</p> <p>6 河川等の災害復旧事業に関すること。</p> <p>7 水防活動及び水防事務に関すること。</p> <p>8 公園施設の応急復旧に関すること。</p> <p>9 ハザードマップに関すること。</p>
		建築住宅班 <構成> 営繕住宅室 建築開発室	営繕住宅室長	<p>1 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 宅地災害予防に関すること。</p> <p>3 被災者生活再建支援法の活用に関すること。</p> <p>4 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成に関すること。</p> <p>5 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置等に関すること。</p> <p>6 応急仮設住宅及び収容施設の建設に関すること。</p>
上下水道部	上下水道部長	上下水道総括班 <構成> 経営総務室 営業室	経営総務室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 上下水道災害の事務及び庶務に関すること。</p> <p>3 住民等への情報及び広報に関すること。</p> <p>4 被害状況の連絡に関すること。</p> <p>5 応急資機材の調査及び確保に関すること。</p> <p>6 応急給水に関すること。</p>
		上水道班 <構成> 水道工務室 浄水室	水道工務室長	<p>1 上水道施設の応急復旧及び被害状況調査に関すること。</p> <p>2 取水及び浄水対策に関すること。</p> <p>3 取水及び浄水施設の被害状況の調査に関すること。</p> <p>4 原水復旧時の水質検査に関すること。</p>
		下水道班 <構成> 下水道維持室 下水道建設室	下水道維持室長	<p>1 公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 市町村整備推進事業による戸別浄化槽の被害調査及び応急復旧に関すること。</p>

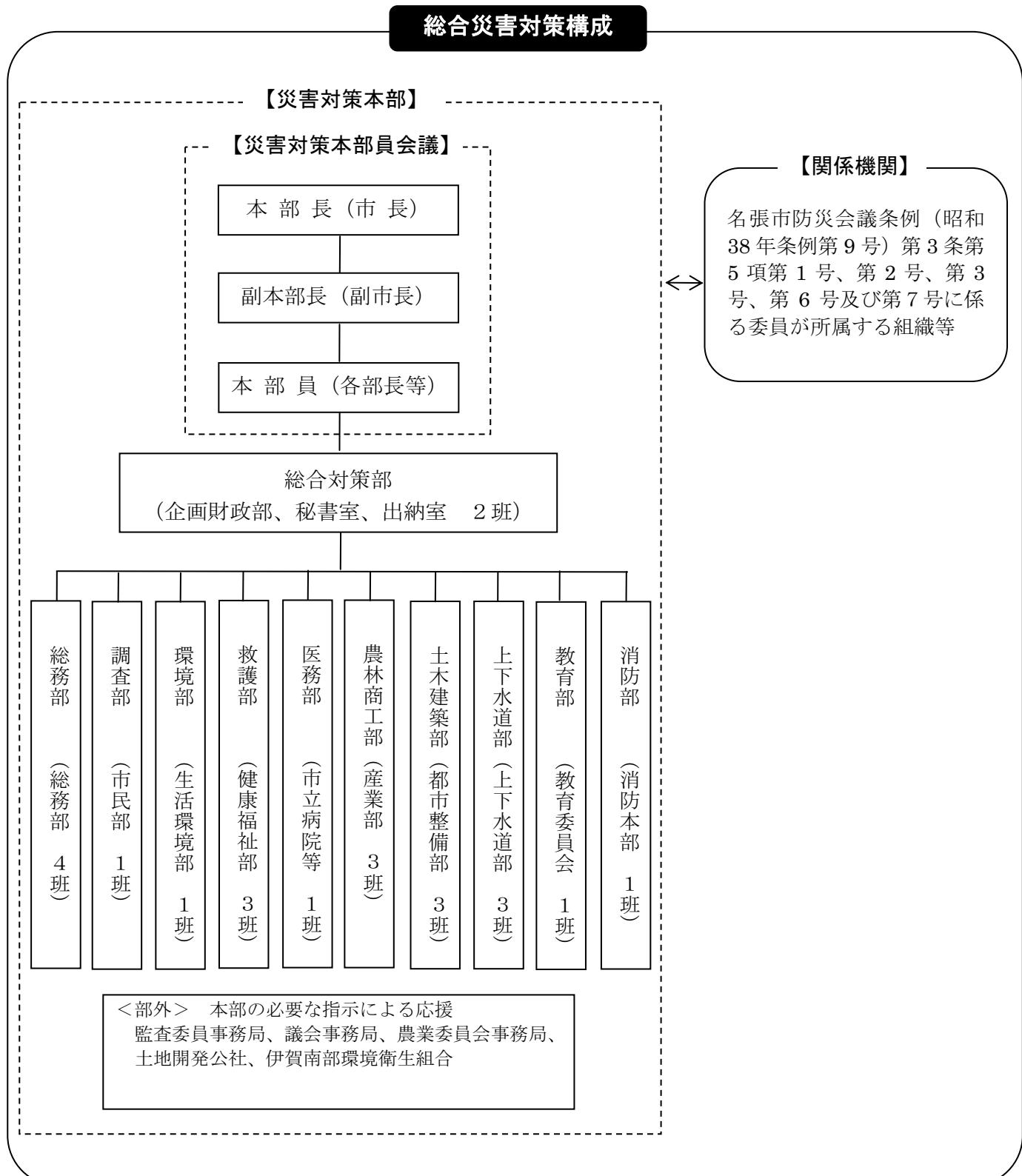
教育部	教育次長	避難所・教育班 <構成> 教育総務室 学務管理室 学校教育室 生涯学習室 人権啓発室 図書館	教育総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 所管する施設に設置される避難所の開設及び運営に関すること。 3 災害時の児童生徒の避難誘導に関すること。 4 被災児童生徒の応急教育対策に関すること。 5 災害救助用学用品等の調達及び給与に関すること。 6 災害時における学校給食の対策に関すること。 7 被災児童生徒の保健衛生及び援護に関すること。 8 応急教育に係る教職員の確保及び動員に関すること。 9 避難所での炊き出しに関すること。 10 教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 11 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 12 災害時における教育施設の避難所としての応急供用に関すること。 13 被災市立学校の運営に関すること。
消防部	消防長 (副)次長・署長	消防班 <構成> 消防総務室 消防救急室 予防室 通信指令室 名張消防署	消防総務室長	1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 警報及び気象情報に関すること。 4 危険箇所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関すること。 5 救急及び救助に関すること。 6 水火災による水防、消防に関すること。 7 火災に関するり災証明の発行に関すること。 8 消防団に関すること。 9 災害通信に関すること。 10 災害広報に関すること。 11 交通規制に関すること。 12 危険物施設等に関すること。

部外	(監査委員事務局) (議会事務局) (農業委員会事務局) (土地開発公社) (伊賀南部環境衛生組合)	1 総合対策部の応援に関すること。 1 総合対策部の応援に関すること。 1 農林商工部の応援に関すること。 1 総務部の応援に関すること。 1 環境部との連絡調整に関すること。 2 環境部の要請により行う次の業務に関すること。 (1) り災地の廃棄物の収集及び運搬に関すること。 (2) 収集ごみの焼却及び処分に関すること。 (3) 災害時における所管施設の被害調査及び復旧計画に関すること。
※所属として災害対応に係る必要な業務がある場合は、その業務を優先して行う。		

※部長に事故あるときは、本部長が指名する。

※この「災害対策本部組織表」は、市の組織機構改革等により毎年変更される可能性があるため、最新の組織表は、名張市災害対策本部組織規程（昭和51年規程第16号）の別表第1による。

総合災害対策構成表



第2節 災害対策要員の確保（共通）

第1項 防災目標

○大規模災害発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員の確保を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部

第3項 対 策

1 配備の伝達

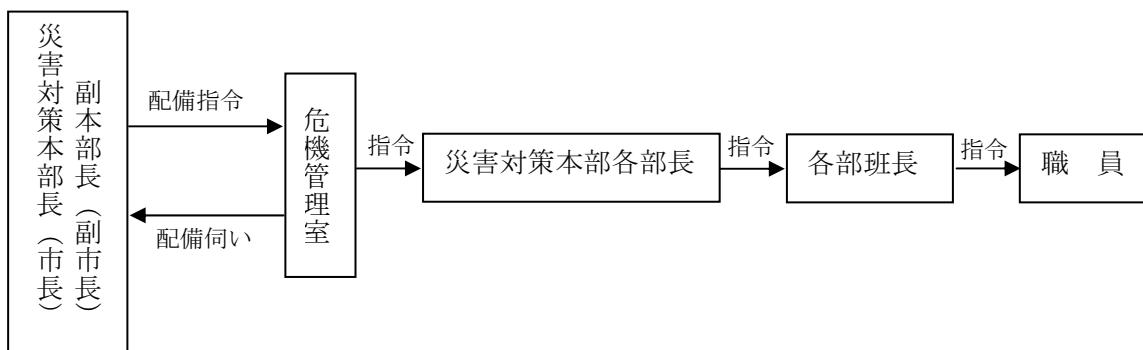
(1) 伝達経路

ア 勤務時間内

勤務時間内において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より、災害対策本部各部長等を経て各職員に伝達するとともに、庁内放送等で速やかに伝達する。

イ 勤務時間外

勤務時間外において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、宿直者より危機管理室に伝達され、危機管理室より、災害対策本部各部長等に伝達し、各部長等は所属する災害対策本部要員等に伝達する。



2 職員の留意事項

夜間・休日等に非常招集を受けた職員は、次の事項に留意して迅速に勤務職場（予め参考場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事しなければならない。

(1) 出勤時の服装等

出勤時には防災活動に支障のない安全な服装とする。

(2) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄の消防機関または警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとるものとする。

(3) 職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。施設を管理する部局にあっては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報

収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。

3 本部員の動員及び災害時相互応援

(1) 本部員の動員

ア 本部員の確保等

危機管理担当部長は総務部長と各部長と協議して、各部の要員の確保に必要な措置をとるものとする。

イ 各部長は、休日、夜間等における班長（各室長）及び班員の動員を電話等により、速やかに行えるようあらかじめ職員への連絡手段を講じておくものとする。

ウ 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、電話等、もっとも速やかに行える方法によるとともに、あらかじめ各部各班において各職員に対する参考場所及び伝達系統の短縮、複数系統化等連絡方法を確立しておく。

(イ) 招集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者の設定をしておく。

エ 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生しもしくは発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておくとともに、直ちにその任務に応ぜられるように心得るものとする。

オ 時間外においても本部員は、本部から招集のない場合であってもその任務につく必要があると思われるときは、遅滞なく登庁するものとする。

カ 配置の報告

各部長は職員を配置したときは、別に定める様式によりまたは電話により直ちに配置箇所別の配置人員を市災害対策本部（危機管理室）に報告し、本部は県防災情報システムへ配備状況を入力する。

キ 活動体制

市災害対策本部の活動は、24時間対応を前提としておりローテーションを組む等の計画をしておく。

(2) 職員の派遣要請及び災害相互応援

ア 職員の派遣要請

市長は、災害対策実施のため必要があるときは、地方自治法第252条の17、若しくは基本法第29条の規定に基づき、国または他の地方公共団体から職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するものとする。

イ 災害相互応援

市長は、県知事または他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事情のない限り、その求めに応じるものとする。

4 職員の福利厚生

(1) 各部は、活動の長期化に対処するため、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受け入れに際しても、福利厚生について配慮する。

(2) 各部は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、各部の事情に即し適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努める。

5 災害対策要員の確保

(1) 県内相互応援隊の要請等

消防活動に要する人材が不足する場合には、市は県及び近隣市町に応援を求めるものとする。

(2) 日本赤十字社奉仕団の要請

市災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、県地方部（健康福祉部）に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、市災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

(3) ボランティア団体等への要請

ボランティア関係団体、自主防災組織や区、自治会、地域づくり組織などの住民組織、さらには企業などとの協力関係を構築し、応援を要請するものとする。

6 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの基準等は次によるものとする。

(1) 範囲

応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは次に掲げる場合である。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の搜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 賃金職員等の雇上げ

賃金職員等雇上費の支払いを受けるものは、市長等の雇上げた正当な賃金職員等とする。

(3) 賃金職員等雇上費

応急救助のため必要な賃金職員等雇上費の限度は、当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応援救助のための賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第3節 自衛隊災害派遣要請（共通）

第1項 防災目標

○市民の生命、財産を保護するため市長が自衛隊の救援を必要と判断したときは、基本法第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求するなど自衛隊派遣要請に関し、次のとおり定める。

第2項 実施責任

危機管理室

第3項 対 策

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、市災害対策本部の職員だけでは、市民の生命、財産の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続き

- (1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、県民センター所長を経由して知事（防災危機管理部防災対策室）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話または非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

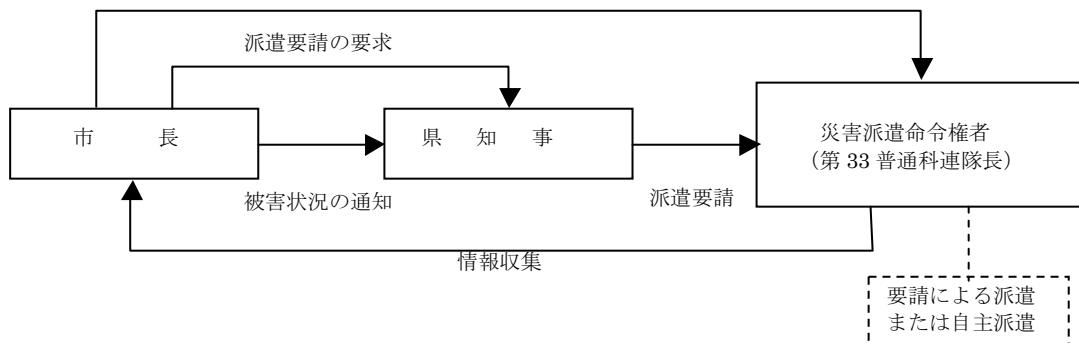
※ 緊急時派遣要請要求先電話番号 三重県防災危機管理部防災対策室 (059) 224-2189

要請先	所在 地	連絡 先
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町975	電話 059-255-3133 三重県防災通信ネットワーク 8-45-841-***-11 (地上系) 8-7-841-11 (衛星系)

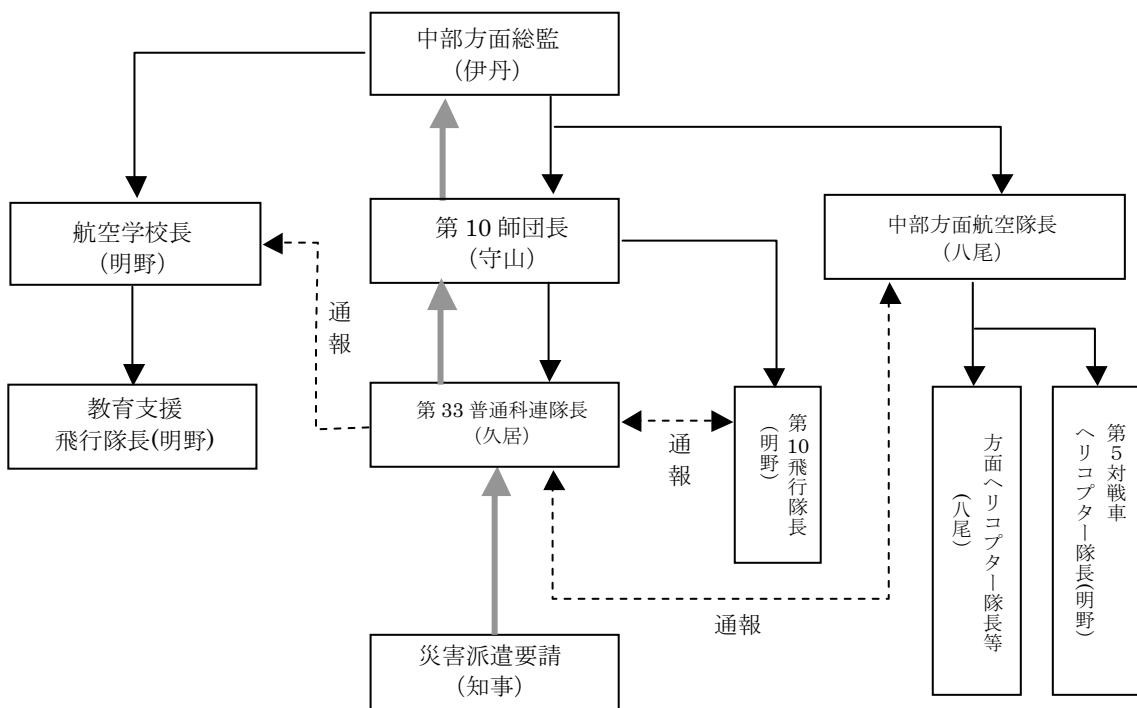
- (2) 引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に派遣要請を行うものとする。

〔災害派遣の要請手続き系統図〕

派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を通知



〔陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図〕



凡例	
→	災害派遣要請系統
→	災害派遣時の指揮系統

3 災害時の緊急派遣

災害が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待つことのない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

4 派遣部隊の受入体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び必要な資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

5 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊が目的を完了し、またはその必要がなくなった場合、市長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

6 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、2つ以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする

7 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

市が災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続き及びその受入のためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

ア 派遣要請を行う場合は、前記「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方で県（防災危機管理部防災対策室）に連絡を行うこと。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流しまたは発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mの（H）印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

オ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡手段を確保しておくこと。

(2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分にしておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（防災危機管理部防災対策室）にその概要（略図添付）を報告すること。

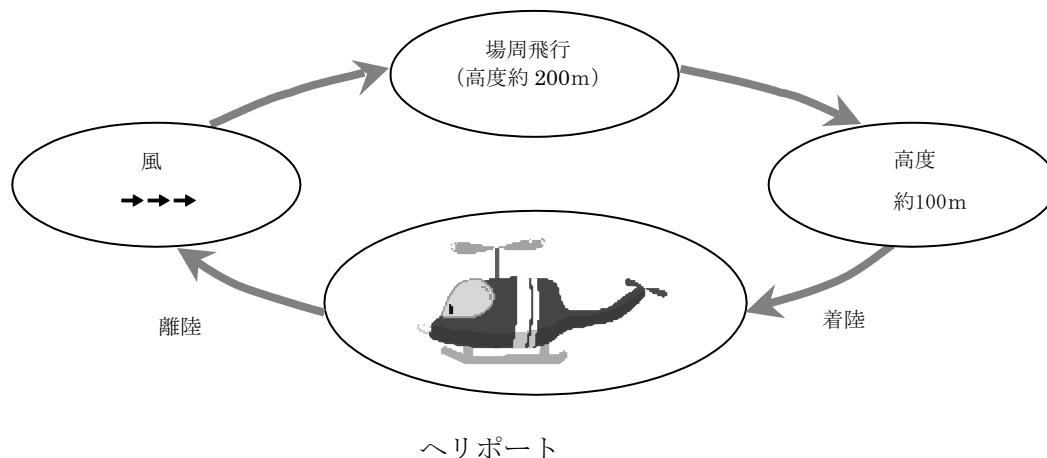
ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建築またはその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの侵入に新しく障害を加えた場合
 オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物または地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合、設定にあたっては次の事項に注意すること。
- (ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向って通常約12度以下の上昇角、下降角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではい。
- (イ) 地面は堅固で傾斜9°以内であること。
- (ウ) 四方に仰角9°(OH-6の場合は12°)以上の障害物がないこと。また、離着に要する地積は(図2)に示すとおりである。
- (エ) 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流しまたは旗を立てること。吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。(図1)
- (オ) 着陸地点には石灰等を用いて、(H)の記号を標示して着陸中心を示すこと。(図3)
- (カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- (キ) 大型車両等が進入できること。
- (ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
- (ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。設定にあたっては次の事項に注意すること。

[ヘリポートの設定基準]



8 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

<p>〔図1 吹流し〕</p>	<p>〔図2 離陸地点及び無障害地帯の基準〕</p> <p>a 小型機（O H-6）の場合</p>
<p>〔図2 離陸地点及び無障害地帯の基準〕</p> <p>b 中型機（U H-1）の場合</p>	<p>〔図2 離陸地点及び無障害地帯の基準〕</p> <p>c 大型機（C H-47）の場合</p>
<p>〔図3 ヘリポート〕</p>	

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること

9 その他の防災関係機関が実施する対策（自衛隊）

（1）災害時の緊急派遣（自衛隊）

- ア 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待つことまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）
- イ 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）の判断基準
 - （ア）災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - （イ）災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - （ウ）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - （エ）その他災害に際し、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待つことまないと認められること。
- ウ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設または、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず部隊等が派遣されることがある。

（2）災害派遣時に実施する救援活動（自衛隊）

- ア 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- イ 避難の援助（誘導、輸送）
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水の支援
- コ 救助物資の無償貸付または譲与
- サ 危険物の保安及び除去等

（3）派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ア 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- イ 避難の措置・立入
- ウ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限禁止並びに退去命令
- エ 他人の土地等の一時使用等
- オ 現場の被災工作物等の除去等
- カ 住民等を応急措置の業務に従事させること

（4）連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県または市災害対策本部に連絡幹部を派遣、災害対策本部との調整・連絡にあたらせるものとする。

第4節 ボランティアの受入体制（共通）

第1項 防災目標

○災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、市、県、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人名張市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は相互に協力・連携しボランティアが被災者ニーズに応えて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定める。

第2項 実施責任

健康福祉部

第3項 対 策

1 ボランティア受入体制の整備

- (1) 関係機関との相互協力により、原則的には市単位で「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。
- (2) 救護部（健康福祉部）は、関係各部と連携し、ボランティアの受入・活動の調整を行う窓口を設置する。
- (3) 事前登録
　　災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティア・コーディネーター等を事前に登録し、その育成に努める。
- (4) 機能
 - ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
 - イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
 - ウ ボランティア受入、被災地での活動の支援
 - エ その他ボランティア活動に関する庶務

2 ボランティアの活動の範囲

- (1) 活動の範囲
　　災害時、自然発生的に集まるボランティアは、組織化された専門家集団でない場合が多く、個々の対応では困難であるため、市は、災害発生時のボランティア活動の範囲を被災世帯への救援物資の配給、炊き出し、情報伝達等とし、その後の状況等により、活動の範囲を広げていくものとする。
- (2) 活動項目
 - ア 災害発生初期の避難所等における運営への協力
 - イ 被災者に対する炊き出し、飲料水輸送等の協力
 - ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力
 - エ 高齢者、障害者等要援護者の安否確認への協力
 - オ 高齢者、障害者等要援護者の介助への協力
 - カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
 - キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
 - ク 災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）

ケ こころのケアへの協力

3 情報の提供

救護部（健康福祉部）は、関係各部と連携しボランティア団体に対し、ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

第5節 気象予報、警報等及び地震情報等の伝達活動（共通）

第1項 防災目標

○気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報及び注意報、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報及び水防警報、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災気象通報、気象台と県が発表する土砂災害警戒情報及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒宣言、地震予知情報及び地震に関する情報を、市民に広報するとともに関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめるものとする。

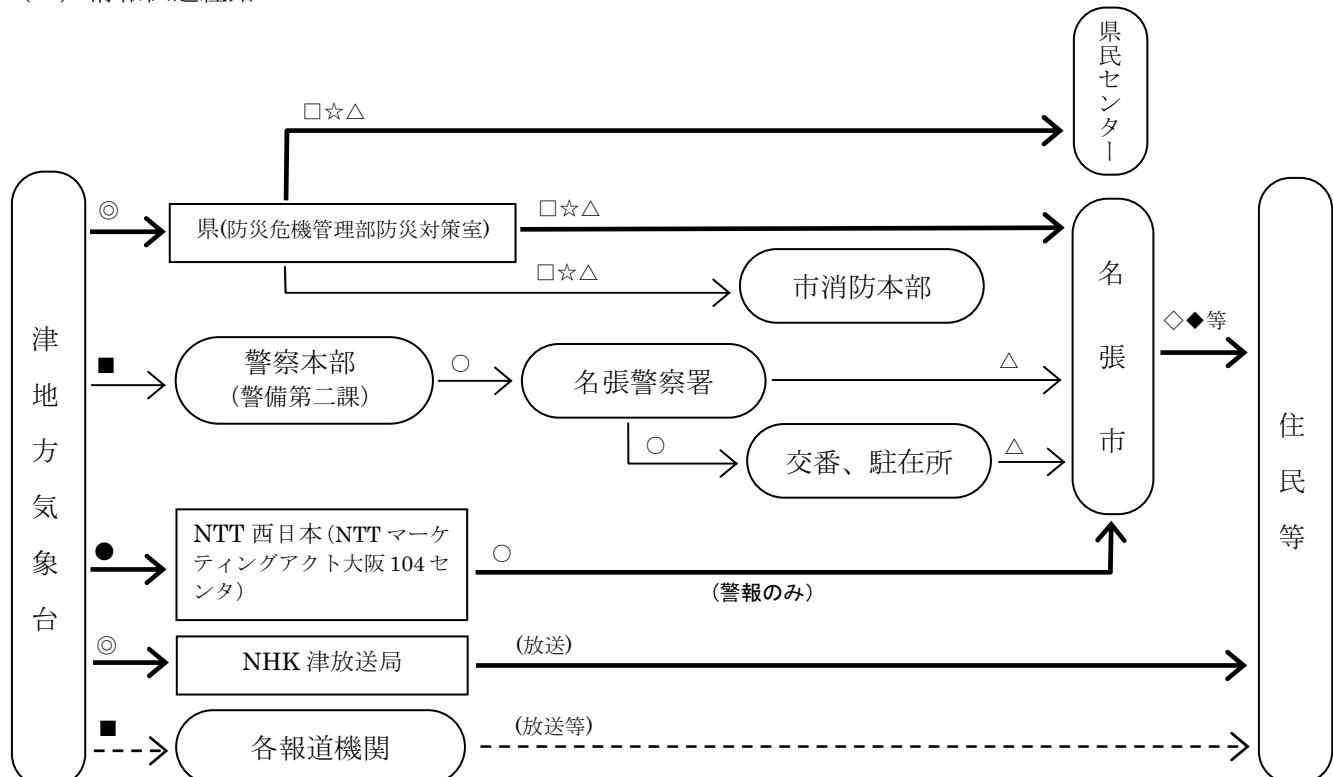
第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 予報、警報等及び地震に関する情報の伝達

(1) 情報伝達経路



(2) 情報の伝達

収集した情報の住民等への伝達に関しては、市防災行政無線、「FMなばり」、ケーブルテレビ、携帯端末等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、災害時要援護者に対する情報伝達体制づくりを進める。

2 水防活動等に必要な予報及び警報の発表

(1) 水防活動用予報及び警報の発表

気象及び洪水等について、水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は、大雨注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は、洪水注意報・警報をもって代える。

(2) 洪水予報

別表のとおり担当機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災利用に適合する予報を発表する。

別表

水系名	河川名	担当機関名
淀川	名張川、宇陀川	淀川ダム総合管理事務所 大阪管区気象台

3 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事はそれぞれ指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については水防本部長が水防上必要と認めた時に警報を発する。

4 土砂災害警戒情報の発表

津地方気象台及び県は、大雨警報発表中における大雨による土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

これは、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適宜・適切に行えるように支援するとともに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。なお、発表する地域は、市町を最小単位とする。

5 震度計、強震計設置企業

(1) 日本放送協会津放送局

(2) 中部電力株式会社三重支店

6 収集する警報及び注意報等の種類とその内容

(1) 警報の種類と内容

種類	内容
気象警報	暴風警報 平均風速が概ね毎秒20mを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。
	暴風雪警報 平均風速が概ね毎秒20mを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。
	大雨警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。

	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。
	※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	※浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畠等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。

- (1) ※印の警報は標題に示さないで、気象警報に含めて行う。
- (2) 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報が発表されたとき、これまでの警報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報に切り替えられる。

(2) 注意報の種類と内容

種類	内	容
気象注意報	強風注意報	平均風速が概ね毎秒13mを超え、主として強風による被害が予想される場合に発表。
	風雪注意報	平均風速が概ね毎秒13mを超え、雪を伴い、被害が予想される場合に発表。
	大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合に発表。
	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合に発表。
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合に発表。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合に発表。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に発表。
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合に発表。
	着氷注意報	着氷が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合に発表。
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合に発表。
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合に発表。
	低温注意報	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合に発表。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。
	※地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起こるおそれがある場合に発表。
	※浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畠等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。

- (1) ※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。
- (2) 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

7 警報及び注意報の基準

(1) 三重県内における警報及び注意報の発表区分

府県予報区	三重県
一次細分区域	北中部
市町等をまとめた地域	伊賀
二次細分区域（市町名）	名張市、伊賀市

※予報区…予報及び警報・注意報の対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

※一次細分区域…府県天気予報を定的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

※二次細分区域…警報・注意報の発表に用いる区域。市町を原則とする。

※市町等をまとめた地域…二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

(2) 名張市における警報・注意報の基準

種類		基準	
警報	大雨 （浸水害）	雨量基準	平坦地：1時間雨量50mm 平坦地以外：1時間雨量70mm
	（土砂災害）	土壤雨量指数基準	104
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量50mm 平坦地以外：1時間雨量70mm
		流域雨量指数基準	青蓮寺川流域=23
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm

種類		基準	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量30mm 平坦地以外：1時間雨量40mm
		土壤雨量指数基準	72
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量30mm 平坦地以外：1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	青蓮寺川流域=18
		複合基準	—
	暴風	平均風速	13m/s
	暴風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が想定される場合	
	濃霧	視程	100m
乾燥		最小湿度30%で、実効湿度60%	
低温		冬期：最低気温-5°C以下	
霜		早霜・晩霜期に最低気温3°C以下	
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_h.htmD を参照)。
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.htmD を参照のこと)。
- (7) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (8) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

第6節 被害情報収集・連絡活動（共通）

第1項 防災目標

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。
- 大規模な災害と認められる場合には、初期段階においては概括情報を収集し災害規模の把握に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 情報収集・連絡手段

(1) 情報収集・連絡

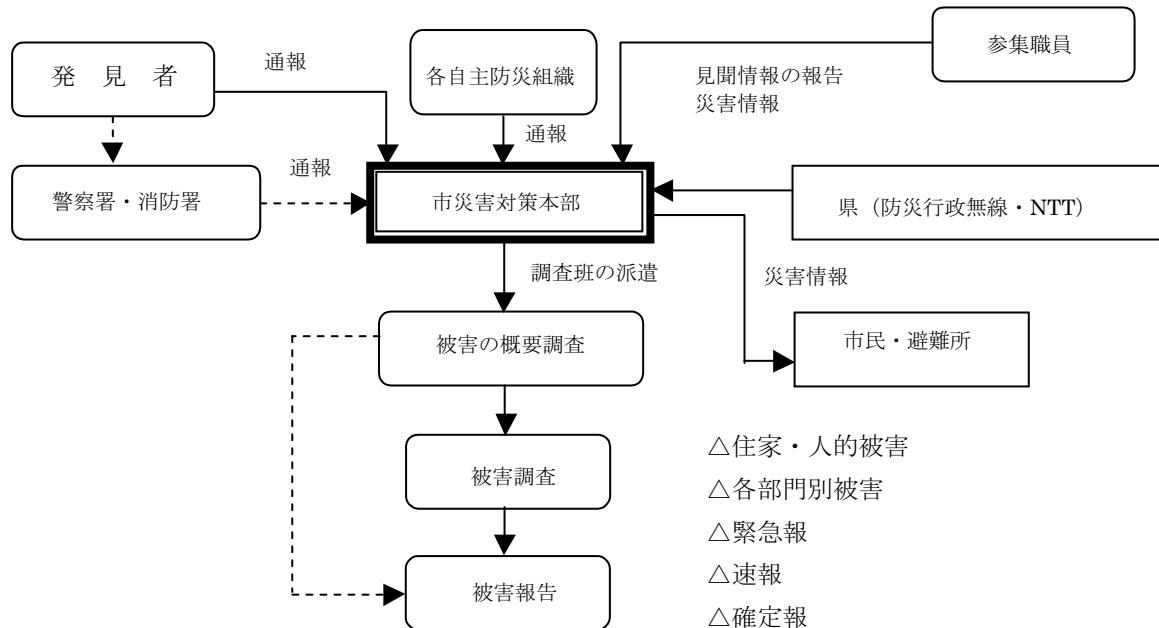
防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集するものとする。また、収集した情報は、迅速に市災害対策本部に連絡するものとする。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

2 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね次のとおりである。



〔防災関係機関の収集する情報の内容〕

必 要 な 情 報	主 な 情 報 収 集 機 関
(1) 火災の発生状況	名張警察署、消防本部、消防団、自主防災組織
(2) 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部 自主防災組織
(3) 家屋の倒壊	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部 自主防災組織
(4) 電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	名張警察署、市災害対策本部、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 KDDI 株式会社
(5) 主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県国土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、名張警察署、市災害対策本部、近畿日本鉄道株式会社、三重交通株式会社
(6) 堤防、護岸の状況	三重県国土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所、名張警察署、市災害対策本部
(7) 住民の避難状況	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部、自主防災組織
(8) 学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	名張警察署、市災害対策本部、施設の管理者
(9) 生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県災害対策本部、名張警察署、市災害対策本部
(10) 治安状況	名張警察署
(11) 各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自主防災組織等）

3 情報収集体制及び伝達系統

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切なる推進を図るために、各部各班において条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施するものとするが本調査のうち、特に人的及び建物の被害調査については、次のとおり調査部を編成し、調査を担当するものとする。

4 被害状況等の収集及び報告

(1) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。

イ 総合対策部は報告を取りまとめ、遅延なく三重県に報告するものとする。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

(ア) 概況速報

(イ) 災害速報

(ウ) 被害速報

- a 中間報告
- b 確定報告

イ 報告の内容と時期

(ア) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、市から県地方部総括班(県民防災室)を経て、県災害対策本部事務局総括班(防災危機管理部防災対策室、地震対策室、消防・保安室)に報告する。なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 県または市が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡がとれるようになるまで市は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(直接即報基準に該当するもの)については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第1報を県地方部総括班(県民防災室)のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。なお、県と連絡が取れるようになったとの連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

(イ) 災害速報

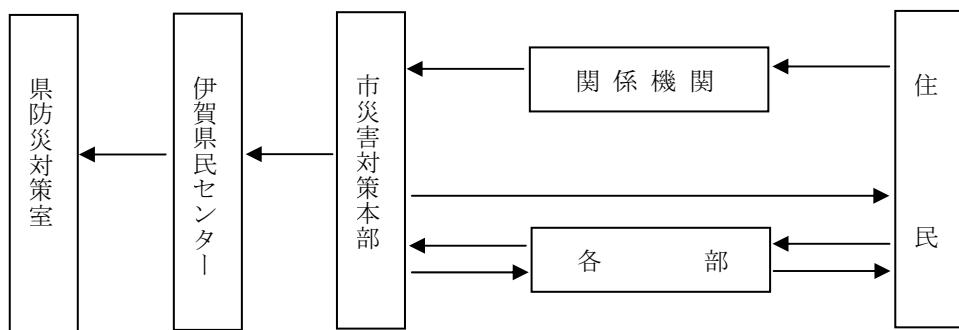
被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式(3)被害速報送受信票及び様式(2)に基づく内容とし、市から県地方部総括班(県民防災室)を経て、県災害対策本部事務局総括班(防災危機管理部防災対策室、地震対策室、消防・保安室)に報告する。ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(1)による住家等被害状況速報を、地方部(健康福祉部)を経由して県災害対策本部(第1救助班)に報告するものとする。

(ウ) 被害速報

- a 中間報告 前記(ア)・(イ)の速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係機関に報告する。
- b 確定報告 被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。報告要領は、a中間報告のとおりとする。

[災害報告系統図]



<被害報告内容基準>

区分	被害の種類	説明
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 (軽 傷 者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込のものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非 住 家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害に該当する対象としては、全壊または半壊程度の被害を受けた棟のみとする。
	住家全壊 (流失、全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	住家床上浸水	住家の床上に浸水したもの、および、全壊(焼)、半壊(焼)に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊または半壊として取り扱う。
	住家床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	住家一部破損	半壊(焼)、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
そ の 他	田 ・ 畑 流失、埋没	耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合。
	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合。
	道 路	道路法に定める市町道以上の道路。
	道 路 決 壊	自動車の通行が不能となった程度の被害。
	橋 梁	市町道以上の道路に架設した橋梁。
そ の 他	堤 防	河川及び海岸の堤防。
	鉄 道 被 害	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害。
	その他の被害	他の項目に属さない被害。(通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど)
	世 带	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎等を一世帯として取り扱う。
	り 災 世 帯	全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員。

様式（1）

報告日時	
市町名	
報告者	

〔災害概況速報〕

災害名		(第 報)					
災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明 人	住家	全壊 棟	一部損壊 棟
		負傷者	人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急対策の状況							

様式（2）

〔被害状況速報〕

都道府県				区分		被　　害
災害名 報告番号		災害名 第　　報 (　月　日　時現在)		そ の 他	田	流失・埋没 ha
					冠水	ha
					畑	流失・埋没 ha
	冠水 ha					
報告者					文教施設	箇所
					病院	箇所
					道路	箇所
人の被害	死者		人		橋りよう	箇所
	行方不明者		人		河川	箇所
	負傷者	重傷	人		港湾	箇所
		軽傷	人		砂防	箇所
住家被害	全壊		棟		清掃施設	箇所
			世帯		崖くずれ	箇所
			人		鉄道不通	箇所
	半壊		棟		被害船舶	隻
			世帯		水道	戸
			人		電話	回線
	一部破損		棟		電気	戸
			世帯	ガス	戸	
			人	プロック塀等	箇所	
	床上浸水		棟			
			世帯			
			人			
床下浸水		棟	り災世帯数	世帯		
		世帯	り災者数	人		
		人	火災発生	建物件		
公共建物		危険物件				
その他の棟	その他件					

区分		被害	都道府県 等災の害設対置策状本況部	市町			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町数	千円						
その他	農業被害	千円	摘要災害救助市町名法	計	団体		
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円			消防職員出動人数	人	
被害総額		千円			消防団員出動人数	人	
備考	<p>災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 						

※被害額は省略することができるものとする。

様式（3）

〔被 害 速 報 受 信 票〕

人 的 被 害 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	原 因	年齢 性別	状 況	氏 名 職 業	住 所

住 家 等 被 害 の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	原 因	種別 その他	棟 数	世帯数	人 数	状 況

避 難 の 状 況

発生（覚知）日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人 数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人 数	

市 町 道 路 通 行 止 め の 状 況

発生（覚知）日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込み日時	原 因	摘 要

道 路 情 報

発生（覚知）日時	番号	道路管理者 路 線 名	箇所名（規制区間）	規制原因 規制内容	規制（災害） 解除見込日時	迂回路有無 迂回路線名	摘 要

交 通 機 関 の 状 況

発生（覚知）日時	名 称	運 休 区 間	復旧見込日時	原 因	摘 要

地すべり・山(崖)崩れの状況

発生(覚知)日時	発生場所	状況	人的(家屋)被害の有無	摘要

ライフラインの状況

発生(覚知)日時	名称	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込時間	摘要

水道被害の状況

発生(覚知)日時	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込日時	摘要

火災の状況

発生(覚知)日時	発生地域	火災の状況	火災件数	摘要

田畠の状況

発生(覚知)日時	発生場所	田(ha)		畠(ha)		原因	摘要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

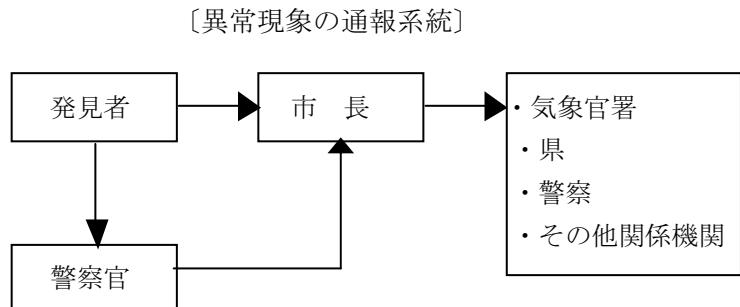
その他の状況

発生(覚知)日時	名称	発生場所	原因	状況	摘要

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報または連絡するものとする。

- ア 気象官署
- イ 県
- ウ 警察
- エ その他関係機関



5 通信ボランティアの活用

- (1) 大規模な災害発生時で、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットやパソコン通信の利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとする。
- (2) ボランティアの募集
 - ア アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。
 - イ インターネットやパソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促すものとする。

6 住民等の安否情報の収集

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な住民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあるため、市災害対策本部、その他防災関係機関並びに区・自治会及び自主防災組織は互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集または伝達に努める。

(1) 市災害対策本部

市災害対策本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における住民等の安否情報を集約する。

(2) 住民

住民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模な災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知しておくものとする。

また、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集しない住民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内住民の安否について市災害対策本部へ報告するものとする。

第7節 通信運用計画（共通）

第1項 防災目標

○災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受理伝達等重要通信を確保する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・消防本部

第3項 対 策

1 通信手段の確保

(1) 電話による通話

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、N T T西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておくものとする。

ア 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合に必要な事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 無線通信

災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、市の保有する無線網を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 電報による通信

ア 「非常扱いの電報」

地震その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

・非常扱いの電報であること

・発信電話番号と機関名

・電報の宛先の住所と機関名などの名称

・通信文と発信人名

イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

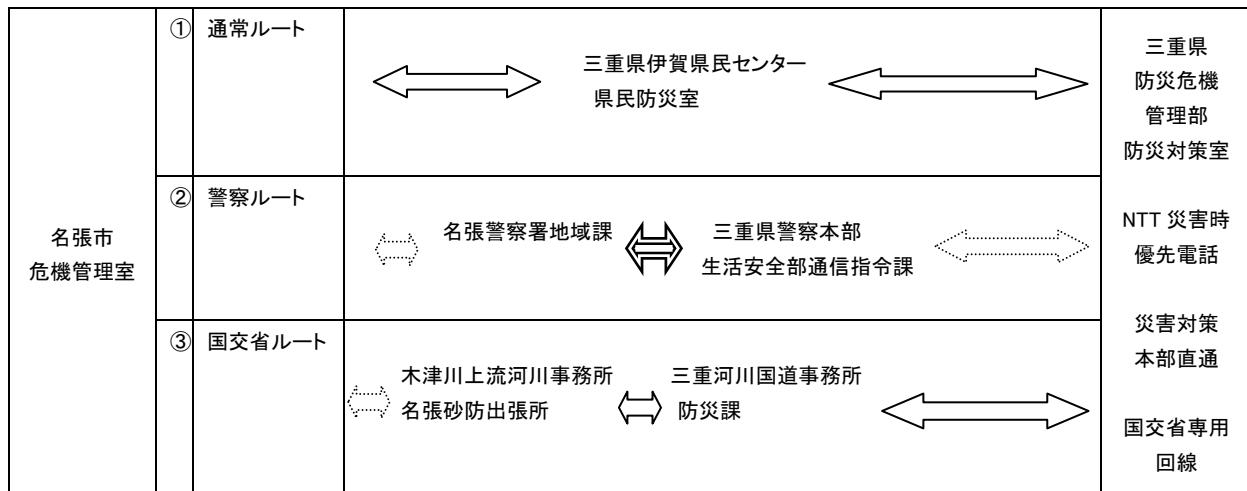
(※22時以降一翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称 ・通信文と発信人名

(4) 非常通信

災害が発生し、または発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶または輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。

非常通信系統図(三重県地域防災計画添付資料より)



また、非常通信協議会は震災時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(5) 防災相互通信用無線による通信

防災に關係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(6) 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関(市町等)に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

(7) 無線車の事前配置

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、通信が途絶または途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

2 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成し

ておく必要があるが、なかでも次の点に注意して対応が図られるようとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っていくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的または隨時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

第8節 避難対策活動（共通）

第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとる。
- 多くの住宅が全焼壊、半焼壊することが想定されるため、避難者の一次的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

第2項 実施責任

危機管理室・企画財政部・生活環境部・健康福祉部・都市整備部・教育委員会・消防本部・上下水道部

第3項 対 策

1 自主避難の指導

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

2 市長の指示及び勧告等に基づく避難

市長は、洪水・浸水、土砂崩れ等の発生により人命の危険が予測される場合や、地震災害時に同時に多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、またはガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告及び指示を行う。また、避難勧告、避難指示の前段階としての避難準備情報を伝達し、適切な避難誘導を実施する。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域の住民が警戒避難しうるよう、周知のため必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に勧告するものとする。（災害対策基本法第60条）

(2) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示するものとする（水防法29条）

(3) 市長不在時の対応

市長不在時における避難勧告等の発令について、その判断に遅れを生じないように代理者を置くものとする。

(4) 避難準備（災害時要援護者避難）情報

一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を必要に応じて伝達する。

3 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、または退去を命じるものとする。
- (2) 警察官は、市長またはその職権を使う職員が現場にいない場合、またはこれらのものから要求のあった場合、市長の権限を代行する。この場合は直ちに市長に対して報告する。
- (3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長にその旨報告する。

4 避難のための立ち退きの勧告または指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生したまたは発生のおそれがある場合に、人命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	基本法第60条
知事	災害全般	市が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う	基本法第60条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要請があったとき	基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号) 第4条
知事、その命を受けた職員または水防管理者 (指示) 知事、その命を受けた職員 (指示)	洪水	川の氾濫、洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第(昭和24年法律第136号)第29条
	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条(昭和32年法律第30号)
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第94条
消防長または消防署長	危険物等	ガス、火薬または危険物の漏洩、飛散、流出等の事故で火災の発生のおそれがあり、人命、財産に著しい被害を及ぼすと認められるとき	消防法(第23条の2)

5 避難の一般的基準

- 避難の勧告または指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとする。
- (1) 河川、ため池が避難判断水位を突破したとき。
 - (2) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が発生し、火災や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
 - (3) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
 - (4) 爆発のおそれがあるとき。
 - (5) 火災が拡大するおそれがあるとき。

(6) その他、市民等の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

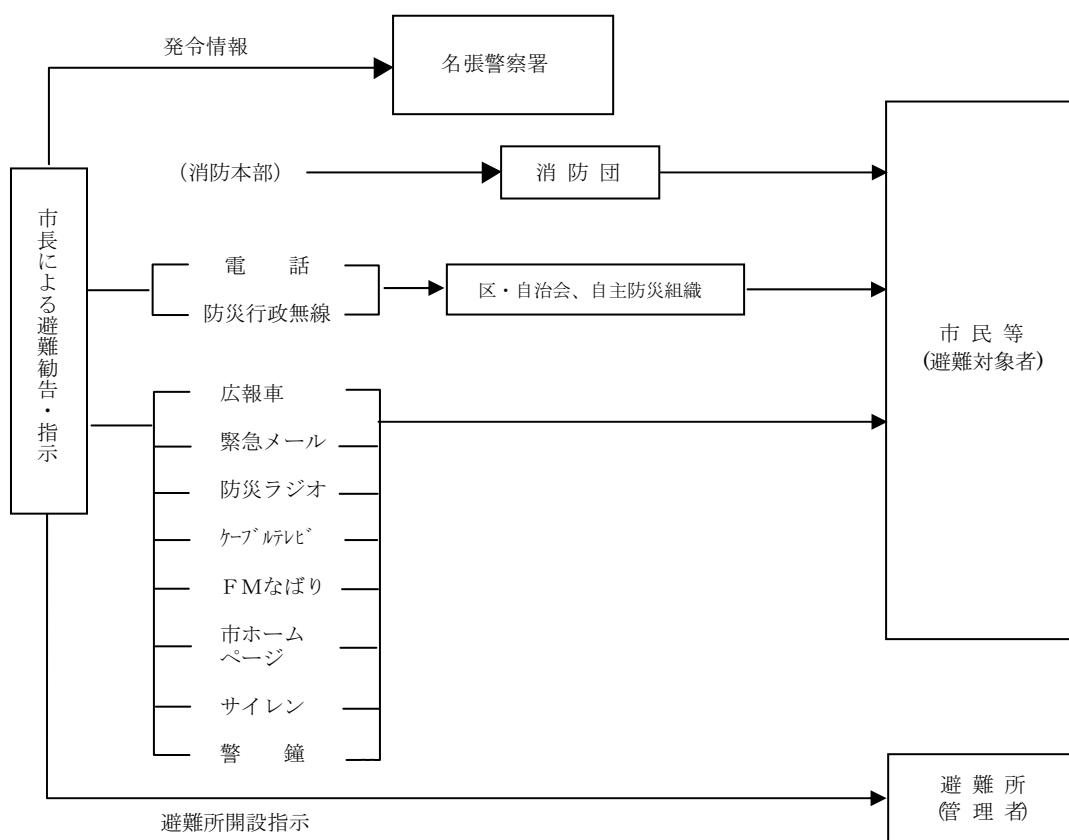
6 避難の勧告または指示内容及びその周知

(1) 避難の勧告または指示内容

避難の勧告または指示は、次の内容を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

[避難指示の方法 概念図]



※「緊急メール」「防災ラジオ」については、P. 34 第2章第12節第3項の4 参照

(2) 避難の周知徹底

避難のため、立ち退き勧告、指示したときまたはその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

- ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立ち退きを勧告し、または指示をし、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知または連絡するものとする。

- イ 住民等に対する周知

(ア) 指示等の周知徹底

避難の指示または勧告をしたときまたはその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下

の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

a 緊急メール、防災ラジオ(※)による周知

b 広報車による周知

c 三重県防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

d 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

e 高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者及び観光客に対する避難情報の提供を図る。

(※) P. 34 第2章第12節第3項の4 参照

(イ) 避難の指示文例

避難の指示文例は、次のとおりとする。

月　　日　　時	平成　年　月　日
名張市災害対策本部指示	
のため　　地区は、被災の恐れがあるので、直ちに　　に避難してください。	

(ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警　　鐘	乱　　打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号	●— 5秒	●— 5秒	●—

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

7 避難勧告または指示の解除

避難指示者は、避難勧告または指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

8 避難方法

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先して行う。また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員、児童委員や地域住民と連携して行うこととする。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をするものとする。

9 市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。
- (2) 避難に際しては、最低3日分程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を常に準備しておく。
- (3) 避難に際しては、素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備しておく。
- (4) 避難に際しては、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備しておく。
- (5) 持ち出す貴重品は、準備しておく。
- (6) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめておく。
- (7) その他避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

10 避難誘導

- (1) 避難誘導員は、市職員、消防職員が自主防災組織、区・自治会と協力し、警察官と連携して行うものとする。
- (2) 誘導にあたっては、指示された避難所へ自主防災組織単位、区・自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難誘導を優先的に行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な場所は誘導員を配置、誘導ロープ等を設置する。また、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (4) 避難にあたっては、携行品を必要最低限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 災害時要援護者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、市が手配した車両により避難者を移送するものとする。移送にあたっては、必要に応じ名張警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。
- (6) 災害時要援護者の避難誘導

災害発生時において、高齢者、障害者等の災害時要援護者は迅速・的確な行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、災害時要援護者を適切に避難誘導するため、「名張市災害時要援護者支援制度」に基づき、平常時より地域づくり組織、区長・自治会長等、民生委員・児童委員等を中心に地域の災害時要援護者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための連携体制の整備を図るものとする。

また、社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障害者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知徹底に努める。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等に協力を要請するものとする。

1.1 避難所の開設及び運営

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。

(1) 避難所及び一時避難場所

ア 避難所とは、大地震などの大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するため設置する施設である。

イ 一時避難場所とは、風水害や地震などの災害による家屋倒壊、火災発生、堤防等の決壊により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所。原則として、一時避難場所では救助活動は行わない。

(2) 収容者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者。

(3) 設置の方法

ア 避難所はあらかじめ施設を指定するものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外に、土砂災害等の危険箇所に配慮し、施設の管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 被害が甚大で、市内に避難所を開設することができないときには、知事及び関係市町長と協力し、隣接市町長に本市の市民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。

ウ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。市民が市長の指示に基づかず、自主的に親戚、縁者等の家屋に集団で避難して、そこを避難所と称しても、これを本計画に定める避難所と認ることはできない。

エ 災害時要援護者を集中的にケアするために、福祉避難所を設置する。ただし、この福祉避難所は、発災より時間が経過した後に設置するものとする。

(4) 設置報告及び収容状況報告

避難所を開設したときは、市長は直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(5) 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。

イ 男女のニーズの違いに配慮しつつ、男女双方の視点に立って避難者のニーズの早期把握に努めること。

ウ 避難所におけるプライバシーの保護等、避難者の生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努める。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来る可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 福祉避難所では、高齢者、障害者等災害時要援護者的心身両方の健康状態には特段の注意を払い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の必需品の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

カ 避難所開設が長期にわたる場合は、施設の管理者、教職員、警察官、避難者を代表する地域づくり組織等の協力を得て、「避難所運営委員会」等を設置するなどして、協力して避難所の運営、管理を行うよう努める。

キ 避難所に配置する要員は、原則として2人とし、市の職員を充てる。また、要員は避難所において特に災害時要援護者に配慮し、概ね次の事項を実施する。

- (ア) 負傷者に対する応急の救護及び搬送
- (イ) 避難した者の人数や身元等の把握
- (ウ) 避難所周辺の火災等の状況確認
- (エ) 避難した者への情報の伝達
- (オ) 避難した者からの情報収集及び安否情報の発信
- (カ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引渡し
- (キ) 施設管理者と協議し、施設のうち使用禁止部分を設定し避難者に周知
- (ク) 救援物資の搬入及び仕分け
- (ケ) 食事の配分
- (コ) 市災害対策本部との連絡調整

また、避難所運営にあたっては、避難所間の格差を生じさせないように努める。

〔避難所運営委員会の班構成編成例〕

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の收受・管理・配布等

(6) 開設の期間

- ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内と定められている。ただし、厚生労働大臣の同意により期間を延長することができる。
- イ 避難所に一時収容した避難者に対しては、所要の応急保護を施したあと、縁故先のある者については速やかに縁故先へ移動するよう促し、その他の者についても他に分散するよう指導し、避難所においては可能な限り短期間の収容にとどめること。
- ウ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促すものとする。

(7) 費用の限度

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は次のとおりとする。

限 度 額	備 考
(基本額) 1人1日あたり300円以内	冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であつて「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。
夏季4月から9月 冬季10月から3月	

(8) 災害時要援護者への対応

避難所で生活する災害時要援護者に対し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 区長・自治会長等、民生委員・児童委員等、地域支援者が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

(9) エコノミークラス症候群に対する対策

平成16年に発生した中越地震では、狭い車中での避難生活でエコノミークラス症候群を発症するケースが目立った。こうしたことから避難生活においては、個人のプライバシーの保護を前提として本人の意志を尊重しつつ、車中での避難生活については注意を喚起し、避難所での避難生活を促す。

(10) ペットに対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活をともにしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角にペットの避難場所を設ける。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑がかからないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。

1 2 避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、環境部、救護部、教育部を通じて避難所に配置した職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所職員は、教育部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。
- (3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

1 3 住民が実施する対策

(1) 避難方法

避難立ち退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とする。

第9節 消防救急活動（共通）

第1項 防災目標

- 火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務を確実に遂行し、市民の生命・身体・財産を確保する。
- 地震発生直後に、可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大を防止する。
- 同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。
- 消防本部は、火災の全体把握を行うとともに、消防本部内に消防対策本部を設置し、消防部隊の重点的な部隊配置に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・健康福祉部・市立病院・消防本部

第3項 対 策

1 消防活動

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。なお、災害の規模が大きく、関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

- (1) 市は、消火活動の主体として、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
- (2) 市長は、被害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請する。
ア 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。
イ あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (3) 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。
- (4) 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

2 林野火災空中消火活動

- (1) 空中消火の実施

市長等は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 初動体制

(ア) 災害情報等の報告

市長等は、地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

(イ) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入

が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第3章第3節「自衛隊災害派遣要請」に定める所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

- a 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。
- b 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(エ) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

(ア) 現場指揮本部における任務

a 情報の総括

空中偵察用航空機、空中消火用航空機、消防本部その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消防隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

ウ 派遣要請

(ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は第3章18節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。

エ 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(防災対策室)に報告する。

オ 報告事項

(ア) 林野火災の場所

(イ) 林野火災焼失(損)面積

(ウ) 災害派遣を要請した市町名

(エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数

(オ) 散布回数(機種別)

(カ) 散布効果

(キ) 地上支援の概要

(ク) その他必要事項

3 救急活動

(1) 市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

- イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。
- (3) 市は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図るものとする。

4 資機材の調達等

- (1) 消防活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 必要に応じて、民間からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

5 住民が実施する対策

(1) 消防活動（初期消火活動）

発災直後にあっては、道路交通等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 救急活動（初期救急活動）

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

(3) 資機材の調達等

必要に応じて、民間からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第10節 救助活動（共通）

第1項 防災目標

- 災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者に対して、迅速に救助活動を行う。
- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が発生した場合、救助を要するものが多数発生し、消防機関や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されるため、消防団や自主防災隊を中心とした住民自身が、可能な限り早期に救助活動に参加する。

第2項 実施責任

危機管理室・健康福祉部・消防本部

第3項 対策

1 実施機関

市災害対策本部は、消防団、名張警察署及び自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

2 救助対象

救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

- (1) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合及び孤立した地点に取り残された場合
- (4) 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- (5) ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- (6) 山津波あるいは雪崩により生き埋めになった場合
- (7) その他これに類する場合

3 救助の手順

- (1) 市災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救出活動を実施しなければならない。なお、救出困難と認められたときは、名張警察署、消防団、自主防災組織、市民等の応援を得て実施するものとする。
- (2) 救出された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関、その他に搬送する。

4 活動拠点の確保

市は、県と連携して警察・消防・自衛隊の応援部隊やその他の救援活動に必要な施設・空地等を確保する。

5 資機材の調達

- (1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

- (2) 市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。
- (3) 救助資機材の所在については、十分周知を図るものとする。

6 救助活動

り災者の救出は、市災害対策本部において迅速に実施することを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察本部及び近隣市町等と緊密な連携をとり、万全を期するものとする。

- (1) 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。
- (2) 市は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防援助隊の応援出動を要請する。
- (3) 近隣市町または各救助機関への応援要請の連絡先・手続きについては、名張市地域防災計画や災害対策マニュアル等に定めるなど、職員の周知に努める。

7 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き市災害対策本部が消防団、名張警察署、地域住民と協力して実施する。
- (2) 行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
- (3) 行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。
- (4) 捜索が困難な場合には、県に応援を要請する。

8 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県、警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、緊急消防援助隊の出動要請、又必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼するものとする。

9 住民が実施する対策

- (1) 初期救助活動
大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努める。
- (2) 資機材の調達等
必要に応じて地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助を行うものとする。

10 災害救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

注：「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「遺体捜索」として行う。

(2) 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、船艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費

及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。

第11節 医療・救護活動（共通）

第1項 防災目標

- り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの的確な医療活動を行う。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。
- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が発生した場合、市内の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療・救護活動が必要となる。

第2項 実施責任

危機管理室・健康福祉部・消防本部・市立病院

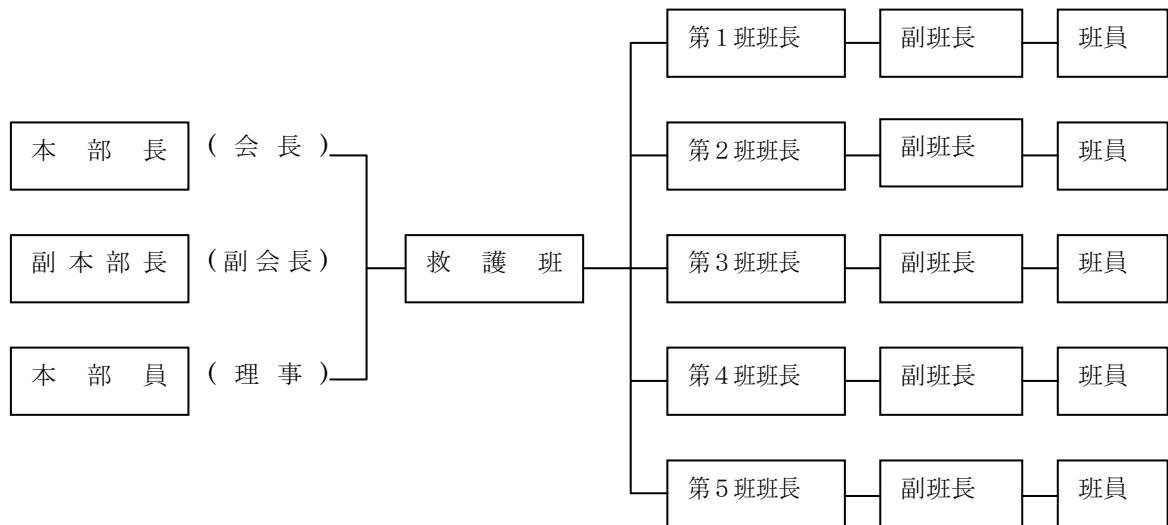
第3項 対 策

1 実施体制

市は、社団法人名賀医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに救護活動の要請を行う。

2 救護班の編成

- (1) 直轄救護班の編成
 - 社団法人名賀医師会からの派遣医師が加わり、派遣医師・看護要員・その他補助要員で編成する。
- (2) 名賀医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成表計画が立てられているので、必要に応じて協力を依頼する。
 - ア 名賀医師会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。
 - イ 救護班の編成は、名賀医師会組織を基本とし、災害の状況により複数単位の編成を行う。
 - ウ 災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に救護にあたる。
 - エ 班長は現場責任者となり、その指揮を行う。
 - オ 大きな災害があるときは、各班より1名ずつ連絡者（事務員、その他）を本部に差出し、指令を受ける。
 - カ 本部を名賀医師会とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。
 - キ 医療救護班の医療活動への連絡調整において、名張市の責任者は健康福祉部長、名賀医師会の責任者は救急担当理事とする。

※ 名賀医師会災害救護本部及び救護班組織表

3 救護所の設置

- (1) 救護所の設置場所は、市指定避難所及び災害現場とする。
- (2) 必要に応じ、名賀医師会救護班に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。

4 医療、救護活動

(1) 実施責任機関

- ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市が実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができる。
- イ 県は、市から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

- ア 医療救助
医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
イ 助産救助
災害発生時(災害発生前後7日以内)に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

- ア 医療救護班の派遣による実施
(ア) 設置時期 災害発生直後数日間
(イ) 設置者 市等
(ウ) 設置場所
市があらかじめ選定した候補地(休日応急診療所等)の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置
(エ) 役割
a 医療のトリアージ

b 応急措置

- c 周辺医療機関への搬送指示
- d 遺体の一次収容
- e 遺体の検視・検案に対する協力

(才) 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ(医療トリアージ)は、医師により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の4分類とする。

イ 医療機関による実施

(ア) 被災地の救急病院等医療機関による実施

市は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間または被災地の救急病院等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(イ) 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ 患者搬送及び収容の実施

市は、医療救護班または被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとする。また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

エ 応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、三重県災害対策本部の地方灾害対策部（伊賀県民センター）に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

オ 病院、診療所等との連携体制

市災害対策本部（救護部）は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。

(4) 医療状況等の把握

発災後は県広域災害・救急医療情報システムを隨時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど傷病者へ適切に対処する。

(5) 費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院または診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令（昭和22年政令第25号）第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

(ア) 市の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担するものとする。

(イ) 県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

- (ウ) 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害または事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(6) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、基本法第84条第2項等又は災害救助法第29条の規定に基づき、上記「(5)費用の支弁区分」に定めるところにより、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって受ける損害を補償するものとする。

5 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は市長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第3章第17節「緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。

また、市長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

6 医療施設の応急復旧

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

7 こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 高齢者、障害者等災害時要援護者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を市は、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

8 収容施設

(1) 傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、最寄の医療機関または災害拠点病院へ収容する。

(2) 収容の場合はできる限り救急車を利用する。

9 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は県に対し、備蓄医薬品等の支給を求める。

10 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) 医療、救護活動(医療機関、日本赤十字社三重県支部)

ア 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

(ア) 医療機関による方法

- a 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施することとする。
- b 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

(イ) 日本赤十字社三重県支部の救護活動

災害救助法に基づく救護業務(医療、助産及び死体の処理)は次のとおり。

a 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班 8 個班を編成し、救護活動を行う。

b 救護班活動

(a) 救護班編成及び派遣

医 師	1 人	※ただし、災害の規模や種類に応じて編成人数を増減し、又
看護師長	1 人	は専門分野の要員(医師、助産師、薬剤師等)を加えること
看 護 師	2 人	もある。
主 事	1 人	
運 転 手	1 人	
計	6 人	

(b) 救護所の開設

(ウ) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日赤三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請する。

区 分	活 動 概 要
地域奉仕団	市町単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力する。
青年奉仕団	18 歳以上の社会人、学生の青年層により組織され県支部の救護物資運送等に協力する。
無線奉仕団	県内の無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力する。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織している。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の介護等に協力する。
救 護 ボランティア	災害時に救護所設営・運営、救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時あづかり、カウンセリング、情報収集・伝達、道路案内、通訳等の協力をする。

(2) 負傷者の搬送(医療機関)

前記「5 負傷者の搬送」に準ずる。

第12節 都市型水害応急対策（風水害等）

第1項 防災目標

○都市部において水害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、被害を軽減し拡大を防止する。

第2項 実施責任

生活環境部・上下水道部・消防本部

第3項 対 策

1 廃棄物処理対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の廃棄物が大量に出ることが予想されるため、廃棄物の発生状況を把握し、その処理について伊賀南部環境衛生組合に要請するものとする。また、市内業者の協力も得て、市内で処理が可能な量については処分する。但し、市内での処理が困難な場合は、県へ応援要請をする。

2 環境汚染対策

（1）ばい煙発生施設又は指定施設対策

ア 水害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。
イ 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康被害の防止と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

（2）排水施設又は特定施設

ア 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
イ 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康被害の防止、健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

3 避難対策

「第3章第8節 避難対策活動」による。

第13節 災害警備活動（共通）

第1項 防災目標

○災害時の様々な社会的混乱の中、警察や防災関係機関と連携して、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防等を行い、被災地における治安維持を行う。

第2項 実施責任

危機管理室・企画財政部

第3項 対 策

1 災害警備等に関する情報の収集

収集する情報は、「行方不明者」「迷子」「救出・救護」「避難誘導」「民心安定を著しく低下させる行為」等とし、警察と連携して、市災害対策本部に報告するものとする。

2 災害警備に関する広報

県及び警察と連携して、市民に対しての広報を行う。

3 広報の方法

市が行う広報は、市の広報車、ケーブルテレビ、「FMなばり」、緊急メール(※)、防災ラジオ(※)、チラシ等で行う。

(※)P. 34 第2章第12節第3項の4 参照

第14節 交通応急対策（共通）

第1項 防災目標

- 道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上の交通を確保する。
- 発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急交通路を迅速に確保する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は市において行うものとする。ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部（伊賀県民センター）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請するものとする。

2 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第76条の3第4項及び第6項の規定により、次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとる措置を行うことができる。

基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域または道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者に対し、道外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

3 災害輸送の方法

(1) 次の方法のうち、最も適切な方法により実施する。

- ア 貨物自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 作業員等による輸送

(2) 緊急輸送

緊急輸送手段の確保にあたっては、次のとおりとする。

- ア 緊急車両の調達
市が保有する車両等の一括管理により対応する。

(3) 輸送力の確保

- ア 市は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成するものとする。
- イ 営業車を所有する者に協力を求める。

- (ア) 乗合自動車、貨物自動車
 - (イ) 三重交通株式会社伊賀営業所
 - (ウ) 特殊自動車
- (4) 災害時の車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

4 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出制度

ア 災害発生時における緊急通行車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害応急対策に從事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

(2) 緊急通行車両の確認

災害が発生した際、上記(1)で事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

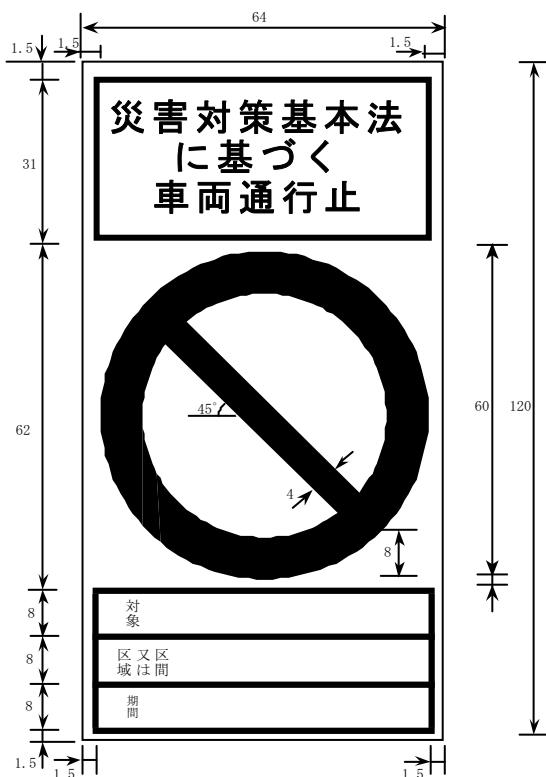
(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記(2)の緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。

(4) 確認等機関

上記(2)、(3)の緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、三重県防災危機管理部、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署及び災害時に設置される交通検問所において行う。

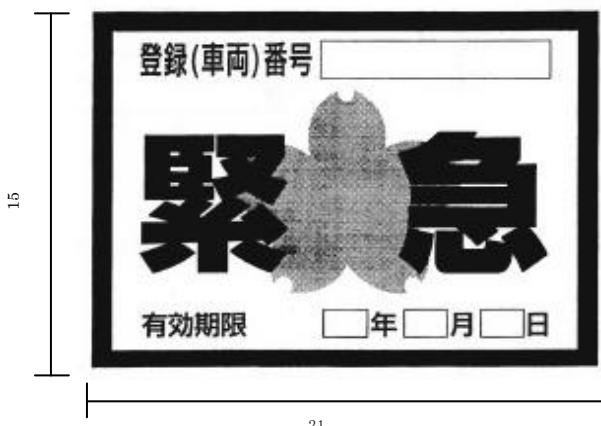
〔通行の禁止及び制限の標示の様式〕



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

〔緊急通行車両標章〕



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 鉄道輸送の確保

鉄道等の利用については、必要な都度、近畿日本鉄道株式会社等に連絡のうえ措置する。

6 ヘリポートの確保

(1) 災害時、陸上交通が途絶した場合の被災住民の人命救助と生活必需物資の輸送を迅速、かつ円滑に行うため、グラウンド等をヘリポートに選定し、市は次の作業を行うものとする。なお、県において選定した本市関係分のヘリポートは、次表のとおりである。

指定番号	所 在 地	場 所 名 (() 内は離発着場区分)	座 標	電話番号	面 積	備 考
23-01	名張市 薦生 1595	薦原小学校グランド	名張 001344	0595 63-2800	70m× 50m	フェンス
23-02	〃 桔梗が丘7番町1街区 1926-1	名張桔梗丘高校グランド	〃 034337	〃 65-1721	150m×130m	
23-03	〃 桜ヶ丘 3088-1	平尾山カルチャーパーク	〃 010308	〃 63-7271	110m× 70m	高压柱
23-04	〃 夏見 2812	名張市民野球場 (団)	〃 021312	〃 63-7271	100m×100m	ハック ネット
23-05	〃 赤目町檀 116	赤目小学校グランド	〃 990284	〃 63-1803	90m× 70m	照明灯
23-06	〃 安部田 2270	錦生小学校グランド	〃 976283	〃 63-1805	80m× 40m	フェンス
23-07	〃 つつじが丘北3番町5	つつじが丘小学校グランド	〃 040294	〃 68-3485	130m× 80m	照明灯
23-08	〃 百合が丘東6番町1	名張西高等学校グランド	〃 017297	〃 64-1500	200m×100m	照明灯
23-09	〃 夏見 2812	名張中央公園駐車場 (団)	〃 022314	〃 63-7271	150m× 80m	
23-10	〃 百合が丘東9番町1	百合が丘小学校グランド	〃 020290	〃 64-6211	130m× 70m	ネット
23-11	〃 蔵持町原出 338	蔵持小学校グランド	〃 017325	〃 63-0068	80m× 60m	
23-12	〃 夏見 351	箕曲小学校グランド	〃 008298	〃 63-1802	70m× 50m	
23-13	〃 滝之原 1050	滝之原小学校グランド	〃 063319	〃 68-2850	60m× 60m	照明灯 フェンス

23-14	〃 新田 117-2	美旗小学校グランド	〃 046357	〃 65-3009	100m× 70m	照明灯 フェンス
23-15	〃 下比奈知 1423	比奈知小学校グランド	〃 040310	〃 68-1104	120m× 50m	照明灯 フェンス
23-16	〃 すずらん台東3番町 219	すずらん台小学校グランド	〃 065325	〃 68-0555	120m×100m	フェンス
23-17	〃 長瀬 1418	旧長瀬小学校グランド	〃 077272	〃 63-7849	60m× 50m	照明灯
23-18	〃 梅が丘北 1番町 340	梅が丘小学校グランド	〃 003328	〃 63-2160	170m×100m	
23-19	〃 百合が丘西 1番町 178	名張市立病院駐車場 (病)	〃	〃 63-7271	55m× 30m	
23-20	〃 蔵持町里 2835-5	名張市中央浄化センター	〃	〃 63-7271	23m× 20m	

※離着陸区分・・・専用拠点 病：病院離着陸場

- (2) ヘリポートには、航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流しまたは発煙筒をたいて着陸前に風向きを示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの⑩印表示を行い、上空よりの降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は着陸場（県において指定するものに限る。）にカンテラ等により着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。

7 防災ヘリコプターの応援要請

(1) 市は、災害が発生し、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合に、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター運航管理要綱及び三重県防災ヘリコプター緊急運航要領の定めるところにより、県に対して原則として概ね次の場合に行う。

- ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合

(2) 要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに文書で要請する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 離着場所の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

連絡先	N T T回線 (緊急専用回線)	消防防災無線	地域衛星通信 ネットワーク
三重県防災危機管理部防災対策室	059-235-2558	23-4010	024-145-11
防災航空隊	F059-235-2557	F23-4019	F024-145-19

8 県への応援要請

(1) 空中輸送

航空機、ヘリコプターによる輸送を必要とする場合、災害用ヘリポートを指定して、県へ報告する。

9 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため段階的に対処しなければならない。

(1) 輸送対象

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(2) 輸送車両等の確保

ア 輸送車両等の確保

- (ア) 応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 市有車両等
- (ウ) 営業者所有車両等
- (エ) その他自家用車等

イ 陸上輸送の確保のため、緊急輸送道路の指定を行う。

10 災害救助法による輸送の基準

(1) 災害救助法による応急救助実施のための輸送及び移送は次によるものとする。

ア 被災者の避難のための移送

市長、警察官等の避難指示に基づく長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

患者あるいは医療関係者の移送

ウ 被災者の救出のための移送

救出のための人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水の供給のための移送

飲料水の輸送および確保のための人員、機械器具、資材等の輸送

オ 救済用物資の輸送

- 被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、救助に必要な医療器具、医薬品の輸送
 - カ 死体の搜索
 - 死体の搜索のための人員、資材等の輸送
 - キ 死体の処理（埋葬を除く。）
 - 死体の処理のための人員、資材等、死体の移送
- (2) 費用の基準
- 応急救助のため支出できる輸送費及び人夫費は、当該地域における通常の実費とする。

第15節 障害物除去活動（共通）

第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう障害物を除去する。
- 被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

第2項 実施責任

生活環境部・産業部・都市整備部

第3項 対 策

1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運び込まれた障害物の除去は、市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。

2 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道及び県道については三重県が、市道については市が、それぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

3 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたす恐れがあるときは、河川の管理者である国土交通省、三重県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

4 住宅関係障害物の除去

災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任を受けた場合は、市長がこれを行う。
災害救助法が適用された場合の除去対象となるものは、次によるものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状況であること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に流れ込んだ障害物の除去に限るものであること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したこと。
- (5) 原則として当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

5 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行うものとする。

- (1) 障害物の発生量を把握する。

- (2) 危険なもの、通行上支障のあるものなどを優先的に収集する。
- (3) 障害物のできる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

6 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積又は保管するものとする。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

7 災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

(1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの。
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したもの。
- ウ 原則として、当該災害により住家に直接被害を受けたもの。

(2) 方 法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にすることである。

(3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

(4) 期 間

災害発生の日から 10 日以内

第16節 流木の防止（風水害等）

第1項 防災目標

○洪水等により流出した木材による二次災害を防止する。

第2項 実施責任

産業部・都市整備部

第3項 対策

1 貯木場における措置

民間貯木場

警察は、必要があると認めたときは、所有者、占有者に対し木材の流失防止について必要な措置をとるよう指示する。

2 流木に対する措置

- (1) 河川流域以内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者又は市又は関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。
- (2) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び市が上記(1)に準じた措置をとる。

3 河川管理者との連絡体制

市は、国・県等の関係機関と流木等の状況及び処理について連絡・調整できる体制を整え、洪水等が発生した場合、綿密に連絡を取り合い共に協力し、木材による二次災害を防止する。連絡方法は市防災行政無線及び電話とする。

第17節 緊急輸送活動（共通）

第1項 防災目標

○災害応急対策活動に必要な救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の人員、物資等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 輸送の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設(道路、ヘリポート等)の応急復旧等に要する人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

災害輸送は、その応急対策を実施する機関がその地域内で処理できないときは、市災害対策本部にあっては三重県災害対策本部の地方災害対策本部（伊賀県民センター）に、地方災害対策本部は県災害対策本部に、車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定に基づく隣接府県等の応援を求めるものとする。

(1) 車両等の確保は概ね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 市災害対策本部における輸送力の確保

- ア 陸上輸送

(ア) 市有車両による輸送

市災害対策本部各部は、あらかじめそれぞれが保有する自動車等の数及び種類を掌握し、部内での輸送計画を立てておくものとする。

(イ) 自動車運送事業用車両等による輸送

市災害対策本部は、車両が不足する場合は、県に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとする。

(ウ) 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、県と協議、連絡して処理するものとする。

イ 空中輸送

陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

ウ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、第3章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

エ 従事命令による輸送

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

(ア) 鉄道事業者及びその従事者

(イ) 自動車運送事業者及びその従事者

(3) 燃料の確保

市災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 道路情報の収集・伝達

市災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

(5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、県の地域における慣行料金(国土交通省の認可を受けている料金以内)によるものとする。

【緊急輸送道路一覧】

	路線名	区間
一般国道	165号(第1次)	名張市下小波田・滝之原～名張市安部田
	368号(第2次)	名張市西田原～名張市上長瀬
主要地方道	上野名張線(第2次)	名張市栄町～名張市夏見
	名張曾爾線(第3次)	名張市夏見～名張市中知山
一般県道	名張青山線(第3次)	名張市夏見地内
	布生夏見線(第3次)	名張市夏見地内
市道	平尾中央公園線(第2次)	名張市鴻之台地内
	市道桔梗が丘中央線(第3次)	名張市桔梗が丘地内
	すずらん台中央線(第3次)	名張市すずらん台地内
	すずらん台4号線(第3次)	名張市すずらん台地内
	国津箕曲線(第3次)	名張市中知山～名張市つつじが丘北
	つつじが丘北南線(第3次)	名張市つつじが丘北～名張市つつじが丘南
	鴻之巣中央公園線(第3次)	名張市夏見地内

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1) 範 囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理(埋葬を除く)
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 費 用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

[防災拠点の種類と緊急輸送道路区分]

拠点の種類	拠 点 名	緊急輸送道路 区分			指定理由
		箇所数又は施設名	第 1 次	第 2 次	
地方公共団体	県本庁舎		○		
	県総合庁舎	10箇所	○		○災害対策本部が設置される府舎及び災害応急対策活動の拠点となる府舎
	地方中心都市庁舎	9箇所	○		
	市町庁舎	20箇所		○	
	市町分庁舎	41箇所		○	
	四日市港管理組合		○		○港湾の管理庁舎
	警察庁舎	19箇所		○	○救助活動等関係機関の庁舎
	消防本部庁舎	15箇所		○	
指定行政機関／ 指定地方行政 機 関	国土交通省	三重河川国道事務所		○	○道路の管理庁舎
		北勢国道事務所		○	
		紀勢国道事務所		○	
		四日市港湾事務所	○		○港湾の管理庁舎
	海上保安庁	四日市海上保安部		○	○救助活動等関係機関の庁舎
		鳥羽海上保安部		○	
		鳥羽海上保安部浜島分所		○	
		尾鷲海上保安部		○	
指定公共機関	中日本高速道路	桑名保全・サービスセンター		○	○道路の管理庁舎
		津保全・サービスセンター		○	
自衛隊	陸上自衛隊	久居駐屯地	○		○救助活動等関係機関の庁舎
		明野駐屯地	○		
救援物資等の 備蓄拠点又は 集積拠点	指定特定重要港湾	四日市港	○		○救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾
	重要港湾及び耐震強化 岸壁整備港湾	7箇所		○	○救援物資の備蓄・集散上の拠点となる港湾
	広域防災拠点及びヘリ ポート	5箇所		○	○救援物資の備蓄・集散上の拠点となる施設
	鉄道駅(近鉄、JR東海、 JR貨物)	27箇所			○特急停車駅及び貨物取り扱い駅
災害医療拠点	災害医療拠点	10箇所		○	○災害拠点病院及び紀南地域の主要病院
広域応援部隊の 活動・物資搬送 拠点	東海地震、東南海・南海 地震の活動・物資搬送拠 点	125箇所			○広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

第18節 県防災ヘリコプター活用計画（共通）

第1項 防災目標

○防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・消防本部

第3項 対 策

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活用等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 防災ヘリコプターの応援要請

市長から知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター応援協定」(三重県地域防災計画添付資料参照)の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、市長が要請するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事(防災危機管理部防災対策室)に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

連絡先	N T T回線 (緊急専用回線)	消防防災無線	地域衛星通信 ネットワーク
三重県防災危機管理部防災対策室	059-235-2558	23-4010	024-145-11
防災航空隊	F059-235-2557	F23-4019	F024-145-19

3 防災ヘリコプターの受け入れ体制等

防災ヘリコプター要請後の受け入れ等については、次のとおりとする。

(1) 連絡調整

市災害対策本部とする。

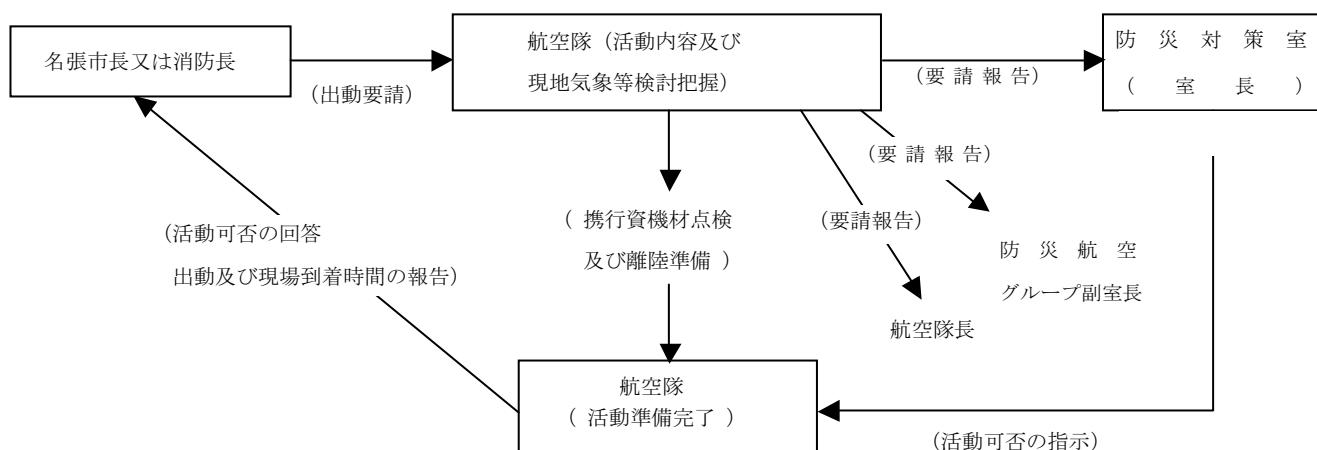
(2) 受入れ場所

災害の発生場所や孤立化など、状況により異なるため、その時点での判断とするが、基本としては県に届出しているヘリコプター離着陸場とする。

(3) 離着陸場

県に届け出ている離着陸場を基本とするが、災害の発生場所や孤立化している状況により、臨時離着陸場を指定する。民有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

[防災航空隊緊急運航要請に伴う報告及び指令フロー]



(4) 場外離着陸場の設置基準

ア 設置手順

(ア) その土地の所有者又は管理者の承認を受ける（承諾書）

(イ) 航空隊に次の事項を連絡する。

a 所在地（番地まで）

b 正確な位置（地図 1/5 万）

c 離着陸地帯、周辺の見取り図（広さ、障害物、付近の不時着適地等）

(ウ) 航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ 安全対策等

(ア) 離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。

(イ) 離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認出来る境界線を示す標識（直径 10m の H 表

示) を設けること。

- (ウ) 離着陸地帯から 20~50mに風向指示（吹き流し）を設置すること。
- (エ) 離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること（安全員を配置すること。）
- (オ) 付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
- (カ) 離着陸地帯（離着陸方向）近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- (キ) 砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
- (ク) 飛散又は転倒する恐れのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
- (ケ) ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

第19節 危険物施設等応急対策（共通）

第1項 防災目標

○危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害の発生時における二次災害を防止し、市民に対する被害防止を図るための応急活動に関し、次とおり定める。

第2項 実施責任

危機管理室・生活環境部・消防本部・上下水道部

第3項 対 策

1 連絡体制の整備

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施する。

2 危険物製造所等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所・貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

3 ガス施設等

(1) 災害発生防止の緊急措置として市長は次の措置をとるものとする。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官への出動要請（基本法第58条）
- イ 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去を命令（基本法第63条）
- ウ 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置、基本法第64条）

(2) ガス施設等の災害応急対策は次のとおりとする。

- ア 発見、通報と住民の安全

　　警察官は、災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

- イ 火気規制、立入規制

　　ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

- ウ 避難の指示及び場所

　　危険のおそれがある区域内の住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保するものとする。

4 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受けた場合、毒物劇物が飛散漏えい又は、地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるため、これに対する応急対策は本計画によるものとす

る。

- (1) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊賀保健福祉事務所、名張警察署又は消防機関に届出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 市は、県と密接な連絡をとり、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。
- (3) 施設の責任者及び市、名張警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。
 - ア 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定
 - イ 交通の遮断、避難、広報の実施
 - ウ 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通）

第1項 防災目標

- 災害発生後の二次災害を防止する。
- 被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。
- 大規模な災害により、道路、橋梁、河川等の公共土木施設、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には大きな社会混乱の要因となり、応急対策上の障害となる。また、市庁舎、公民館等多数の市民が利用する施設及び社会福祉施設等の公共施設が被害を受けた場合も混乱が生じ、施設入所者、利用者の生命、身体を、守るための応急対策が必要となる。このため、これらの公共施設、ライフライン施設等の関係機関は、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を整備するものとする。

第2項 実施責任

都市整備部・上下水道部・関係各部

第3項 対 策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋梁

ア 産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に引き続き、市民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するよう管理者と連携を図り、事業を促進していく。

(3) 下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行う。

2 水道

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めるものとする。

(2) 水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施するものとする。

(3) 水道施設の復旧については、必要に応じ、共同栓による仮設給水を開始する。

(4) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

(5) これらの対策について、市の総力を上げても対応が困難なときは、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。

第21節 航空機事故、列車事故等、突発的災害に係る応急対策（共通）

第1項 防災目標

○航空機事故の墜落炎上や列車の追突及び脱線、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により多数の死者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第2項 実施責任

関係各部

第3項 対策

1 活動体制

市は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、市長が必要と認めた場合には災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、詳細については、地域防災計画第3章第1節によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、災害対策本部を設置した場合には、県（伊賀県民センター）へ報告する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、詳細については、地域防災計画によるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 消防救急活動及び救助活動
- (3) 医療・救護活動
- (4) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第22節 農林施設等災害応急対策（共通）

第1項 防災目標

○風水害等及び地震による農業用施設、林道施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害の軽減及び拡大を防止する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

1 農地・農業用施設応急対策

農地・農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の復旧が速やかに進行するよう努めるものとする。

2 林道施設

災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、必要な措置を講じるとともに、事後の復旧が速やかに進行するよう努めるものとする。

3 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に止めるため、地方部農林水産環境部、市及び農協等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じて県、三重県農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

(2) 採種ほ産種子の確保の斡旋

県と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県を通じて東海農政局に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図る。

(3) 病害虫の防除

ア 被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は市長が行う。

イ 病害虫防除所等、市及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。

ウ 防除器具は、市において整備する。また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬卸商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

4 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、本計画による。

(1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施するため、市はこれに協力する。なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により実施されるため、市はこれに協力する。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施するため、市はこれに協力する。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

家畜伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県が確保するが、一般疾病の発生予防に必要な消毒薬等については、市から県に要請し、県の協力を得て速やかに確保する。

(5) 飼料対策として災害地域内の被害状況及び家畜数に応じて県及び農協等畜産関係団体の協力を得て確保に努める。

5 林産物に対する応急措置

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病害虫の防除については本計画による。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畠は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努める。

イ り災造林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

(2) 病害虫の防除

被災木は病害虫の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

(3) 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、市は県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

6 農協等との連絡体制

災害対策本部農林商工部は、被害の状況等について農協等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡もしくは会議の開催等の方法で連絡調整するものとする。

第23節 市民への広報活動（共通）

第1項 防災目標

○市民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、広報車、ケーブルテレビ、「FMなばり」、新聞等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

第2項 実施責任

危機管理室・企画財政部・市民部・健康福祉部・消防本部

第3項 対 策

1 情報提供体制の整備

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、市民や災害従事者に混乱が生じないようとする必要がある。そのためにも、市災害対策本部各部においては、知り得た情報はすべて市災害対策本部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は市災害対策本部を通じて広報するものとする。

2 広報の内容

災害情報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各時間経過に応じて、次の事項を中心 に市民が必要とする情報を的確に把握し、民心の安全を図る広報活動を行うものとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報、地震に関する情報
- (3) 避難に関する情報
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 主要道路情報
- (6) 公共交通機関の状況
- (7) 電気・水道・ガス等公益事業施設状況
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 医療機関の状況
- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 衣料、生活必需品等供給状況
- (12) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

3 広報手段

市民に対し、迅速・的確に情報を伝達するとともに、災害時要援護者に配慮した伝達に努めるものとする。また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行うものとする。

- (1) 放送の利用

株式会社アドバンスコープとの「災害時の緊急放送に関する協定」に基づき、「FMなばり」やケーブルテレビの放送を活用する。基本法第 55 条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要す

る場合には県が締結する「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会津放送局に対して放送の要請を行う。

防災対策又は災害応急対策の実施に必要がある場合に、民放各社（中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社）に放送を依頼する場合は、「災害の放送に関する協定」による。

(2) 報道機関への情報の発表

広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、市災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力するものとする。

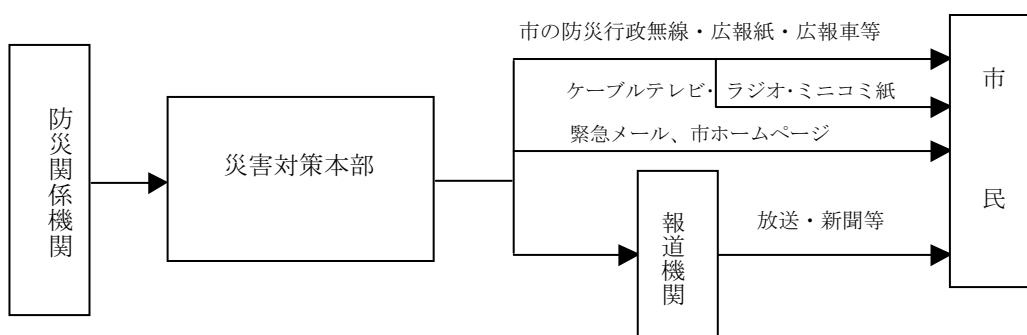
(3) 広報紙により広報を行う。

(4) 緊急に伝達する場合、広報車、防災行政無線、「FMなばり」、緊急メール(※)、防災ラジオ(※)等による広報を行う。

(5) 災害ボランティア等によるミニコミ紙等を活用する。

(※)P. 34 第2章第12節第3項の4 参照

4 広報伝達系統図



5 広聴活動

大規模な災害が発生した場合、情報の途絶から民心は極度に混乱し、社会不安をもたらす。又、長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被害者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、災害応急、復旧活動に市民の要望等を反映していくものとする。

(1) 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。なお、開設場所については、災害の規模及び程度により適切な方法で実施する。

(2) 相談窓口の推進体制

ア 相談窓口では、当該災害についての電話及び市民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

イ 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

(3) 広聴内容の処理

ア 相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係機関へ連絡する。

イ 必要に応じて、関係機関の協力を求める。

第24節 給水活動（共通）

第1項 防災目標

○災害時において飲料水及び生活用水の確保は、被災者の生命維持や民心の安定を図るうえで極めて重要なことである。地震などの災害により、水道施設の損壊又は水道水源の枯渇及び汚染等により断水となった場合には、飲料に適した水を迅速に確保し、供給するものとする。また、応急給水にあたっては、被害状況に応じ適切な方法で効率的に給水を実施するとともに、速やかに水道施設の復旧を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・企画財政部・総務部・生活環境部・上下水道部

第3項 対 策

1 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、上下水道部の危機管理対策マニュアルに基づき応急給水活動を実施するものとする。また、市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1人1日約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。この場合、市の総力をあげても困難なときは、日本水道協会中部地方支部及び「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。

2 給水対象者

災害のため飲料に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者。

3 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3リットルとする。なお、応急給水の目標水準は、次のとおりとする。

地震発生からの日数	目標水量 (㍑/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生から3日	3	おおむね 1~2km程度	配水池、タンク車
04日~10日	20	おおむね 500m~1km程度	拠点給水箇所 幹線付近からの仮設給水栓
11日~21日	100	おおむね 250~500m程度	配水支管からの仮設給水栓
22日~28日	被災前給水量 (約200~250)	おおむね 100m程度	仮設配水管からの各戸給水 共用栓

4 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活用水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して、安全を確認のうえ供給するものとする。

(2) 応援の要請

災害の規模等により生活用水の調達が、市内の調達だけで間に合わない場合は三重県、隣接府県、市町又は自衛隊に応援を要請するものとする。

(3) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき給水車、散水車、給水タンク車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

5 給水の方法

飲料水は概ね次の方法によって供給するものとする。

- (1) 給水方法は指定された給水拠点に給水し、供給する飲料水は原則として水道水とする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施し、安全を確認したうえで、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3) 被災地の浄水場が損壊した場合は、最寄りの浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。

[応急給水車両等]

給水タンク車	2,000 リツル	1 台	計 2,000 リツル
	4,000 リツル	1 台	計 4,000 リツル
給水タンク	2,000 リツル 積載	1 基	計 2,000 リツル
	1,000 リツル 積載	2 基	計 2,000 リツル
	500 リツル 積載	5 基	計 2,500 リツル
給水ポリ容器	20 リツル	87 個	計 1,740 リツル
給水ポリ袋	10 リツル	1,420 枚	計 14,200 リツル
	5 リツル	400 枚	計 2,000 リツル
総合計			31,440 リツル

6 応急復旧

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水池、配水管、給水装置の順に復旧を図るものとする。

7 応援要請

大規模な被災に対して、生活用水の調達や管路復旧などの応急対策は、単独では困難であり、被害の状況に応じて、国、県、上水道事業体、地元業者等の関係機関に応援要請を行う。

水道では、地震、渇水、事故等の水道災害時において広域的に応援活動を実施するために「三重県水道災害広域応援協定」を締結しており、上水道の応援要請等については、この協定に基づくものとし、伊賀ブロックの代表都市である伊賀市及び三重県水道災害対策本部（事務局：三重県森林環境部水質改善室環境評価・水道グループ）と連携する。

8 資機材等の調達

水道施設及び導、送、配水管の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には、速やかに製造業者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。

9 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。また、市災害対策本部、取水施設、浄水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

10 広報体制

- (1) 被災後の広報については、市民に対して、断水の状況、給水場所、応急給水方法、応急給水時間、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報車、市防災行政無線を活用して広報することにより、市民の不安解消に努めるものとする。
- (2) 地域ごとの通水予定等の広報を行う。

11 個人備蓄の推進

災害直後に最低必要となる飲料水をはじめとする生活用水については、1人1日3リットル、3日分程度を各個人で準備しておくよう、市民に周知徹底する。

12 災害救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注)この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第25節 食料供給活動（共通）

第1項 防災目標

○大災害の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、市民の食料 自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻痺を招き、民心に不安を増大させる。また、東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には自力では食料が確保できないり災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を受けることが想定される。そのため、り災者及び応急対策活動従事者に対する迅速な食料供給を行うため、食料供給体制及び食料の調達を迅速、的確に行うものとする。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・教育委員会

第3項 対策

1 実施機関

災害時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が流出、全壊、半壊、又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者
- (4) 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき

3 応急食料の調達

(1) 食料の調達

- ア 市長は、災害救助法が発動された状況において、り災により災害救助用米穀等の緊急な供給を必要とするものの、米穀の出荷又は販売事業の届出をした者から米穀を購入することができないとき、又は届出事業者だけでは必要量を確保することができないときは、直ちに災害救助用米穀等緊急引渡し申請書を伊賀農林商工環境事務所長を経由して知事に提出し、災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請するものとする。災害救助法が適用された場合であって、交通・通信の途絶のため知事の指示が受けられない場合は直接国等へ災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。
- イ 副食物及び燃料については、市内業者と緊密な連絡をとり、要求があれば直ちに供給できるようにする。
- ウ 水産加工品、野菜等については、被災地に近い生産業者、加工業者及び青果市場、魚市場等と連絡を保ち、供給斡旋する。
- エ 協定締結団体に対して調達要請を行う。（名張市が締結している災害協定は、資料編を参照）

(2) 主食の確保

- ア 主食は、原則として握り飯、弁当又はパンとする。
- イ 一般主食については、市内卸業者の手持量の立替引渡しを受ける。

- ウ 被災者に対し、乾パン供給を必要とするときは、県知事に応急配給の要請を行うものとする。
 又、生パン供給を必要とするときは、市内の製造業者等から購入調達することとする。
- エ 主食の提供期間は、原則として電気・ガス・水道等のライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧する段階までを目途とする。

4 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

- ア 炊き出しは、下記の表に記載した施設を利用して行う。なお、炊き出しの場所には、市職員の責任者が立会い、その施設を統括し、関係事項を記録するものとする。

<炊出しの実施場所及び能力>

地区名	施設名	所在地	電話番号	1回の炊出能力
名張	名張小学校	丸之内55	63-0041	400食
蔵持	蔵持〃	蔵持町原出338	63-0068	300
川西梅が丘	梅が丘〃	梅が丘北1-340	63-2160	600
薦原	薦原〃	薦生1595	63-2800	200
美旗	美旗〃	新田117-2	65-3009	400
比奈知	比奈知〃	下比奈知1422	68-1104	300
〃	滝之原〃	滝之原1050	68-2850	100
すずらん台	すずらん台〃	すずらん台東3-219	68-0555	300
錦生	錦生〃	安部田2270	63-1805	200
赤目	赤目〃	赤目町檀116	63-1803	300
箕曲	箕曲〃	夏見351	63-1802	200
青蓮寺・百合が丘	百合が丘〃	百合が丘東9-1	64-6211	600
国津	国津〃	神屋1866	69-1321	100
桔梗が丘	桔梗が丘〃	桔梗が丘3-2-67	65-2189	500
〃	桔梗が丘南〃	桔梗が丘5-12-38	65-0339	200
〃	桔梗が丘東〃	桔梗が丘7-1-86	65-4800	300
つつじが丘	つつじが丘〃	つつじが丘北3-5	68-3485	700

- イ 炊出しの供給対象者は、原則として避難り災者及び救助作業、急迫した災害の防止、又は緊急復旧作業の従事者とする。
- ウ 供給品目は、米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。
- エ 供給数量は、市長又は知事が必要と認めた数量とする。

(2) 食料の配分

災害救助法が発動され、災害用の食料の配分について、急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。なお、知事と市長、知事と東海農政局三重農政事務所長とは応急食料の引渡しについて円滑を期すため、応急食料の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

- ア 調達した食料は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布する。
- イ 炊き出し、その他食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。住宅の被害により、り災者が一時的に縁故地等へ避難する場合において、応急的に行う必要な食品給与は、3日分以内を現物により支給するものとし、最寄りの避難所での受け取りを原則とする。

5 個人備蓄の推進

災害発生直後に最低限度必要となる食糧については、平時から各個人で準備しておくよう、市民に周知する。

6 災害救助法が適用された場合

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受けて一時的に縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、り災者が一時的に縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表による。

第26節 生活必需品等供給活動（共通）

第1項 防災目標

○り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

第2項 実施責任

総務部・健康福祉部・産業部

第3項 対 策

1 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、市が「地域防災計画」の定めるところにより実施する。又、災害救助法が適用された場合は、各世帯に対する割り当て及び支給は、知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送

ア 市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 市は、地域内において、輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

エ 協定締結団体に対して調達要請を行う。（名張市が締結している災害協定は、資料編を参照）

3 救援物資の受け入れ及び配分

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

4 支給方法

各世帯別の割り当て及び支給は、健康福祉部が行う。

5 物資の輸送

市有各車両を動員し、なお不足するときは民間から借り上げて、速やかに輸送する。

6 災害救助法が適用された場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

（2）給（貸）与品目

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

（3）給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市まで）は県において行うが、それ以後の措置は市において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、市長が生活必需品を購入し配分することができる。

（4）給（貸）与の期間及び費用の限度

- ア 紛争又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
- イ 紛争（貸）与のため支出できる費用は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

第27節 防疫・保健衛生活動（共通）

第1項 防災目標

- 災害時における感染症の流行等を未然に防止する。

第2項 実施責任

生活環境部・健康福祉部

第3項 対策

1 市に対する指導及び指示等

市は、知事が感染症の予防上必要と認めて次の指示命令を発した場合、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに防疫活動を行わなければならない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（本節において以下「法」という）。

　第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示

- (2) 法第28条第2項の規程によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示

- (3) 法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示

- (4) 法第31条の第2の規定による水の使用制限等の指示

- (5) 予防接種法第6条の着手による臨時予防接種に関する命令（市長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

2 防疫活動

- (1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は市長が行う。

- (2) 防疫班の編成

市は、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

- (3) 防疫実施要領

市長が実施する消毒その他の措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条から第16条までの規定及び「災害防疫の実施について」（昭和40年5月10日付衛発第362号公衆衛生局長通知）により実施する。

- (4) 検病調査及び健康診断

ア 検病調査班の編成

検病調査班は、医師1名、保健師（又は看護師）1名及び助手1名で編成する。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻回行う。

ウ 検病調査班の用務

（ア）災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握

（イ）未収容患者及び保菌者に対する救護とその適切な処理

（ウ）全般的な戸口調査

（エ）前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 検病調査の結果、必要があるときは保健所により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医

療に関する法律第17条の規定による健康診断を実施する。

3 防疫の種類

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行
- (2) そ族昆虫等の駆除
- (3) 臨時予防接種の施行

4 消毒の基準

清潔方法及び消毒方法を施行する場合において、その薬剤基準量はおおむね次のとおりとする。
(被災住宅一階床面積 100 m²当り)

薬 剂 名	流失・全半壊・ 床上浸水家屋	床下浸水家屋	井戸冠水家屋
クレゾール石けん液	125mℓ (30倍液 にして散布)		
オルソ乳剤 (パソゾール、○○オルソ、○○ゾール等)	125mℓ (30倍液 にして散布)	125mℓ (100倍 液にして散布)	
普通石灰 (消石灰)	3kg	3kg	
次亜塩素酸ソーダ液 (ミルトン、ヒューラックス等)			くみ取った水に 1~2 ppm濃度 になるよう消毒 液を入れ、30分 以上放置して使 用

- うじ、ハエ、蚊の駆除には、オルソ乳剤の50倍液（オルソ乳剤は100倍液）を散布する。
- 屋内の壁面や家財道具には、逆性石けん（オスパン等）の100倍液を50mℓ/m²程度散布する。

5 消毒活動

- (1) 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蝇等の駆除を行う。
 - ア 背負式自動型噴霧器及び手押噴霧器による消毒
- (2) 避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、区・自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。
- (3) 臨時予防接種の実施

三重県知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や名賀医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。
- (4) 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

6 愛玩動物対策

市は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。また、「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、社団法人三重県獣医師会伊賀支部の協力を得て、迷子動物や放浪犬対策を実施する。

7 薬剤等の備蓄整備

- (1) 防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。
- (2) 市においても次のとおり常時備蓄するものとする。

機器保有状況

普通車	1台
軽貨物	1台
軽トラック	1台
背負式自動型噴霧器	2台
手動噴射器	6台

薬剤備蓄数量

エタノール	500cc 入	19 本
パンゾール	500cc 入	12 本
〃	8kg 入	2 缶
ベンザルコニウム	500cc 入	111 本
ネオミケゾール	500cc 入	188 本
〃	18kg 入	1 缶
クレゾール	500cc 入	33 本
消石灰	10kg 入	2 袋

第28節 清掃活動（共通）

第1項 防災目標

○名張市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）等を適切に処理し、環境衛生に万全を期す。

第2項 実施責任

生活環境部・産業部・上下水道部

第3項 対 策

1 ごみ処理

(1) 処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難となるよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。

(2) 処理の方法

災害時に大量に排出される各種のごみ等により、被災者の生活に支障が生じることのないよう災害廃棄物を迅速に収集処理する。また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

(3) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町及び県の対応を求めるものとする。

(4) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、近隣市町及び県の応援を求めるものとする。

2 し尿処理

災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障がい者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。また、特に甚大な被害を受けた場合、市で処理できないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

3 死亡獣畜の処理

(1) 処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏が死亡したもの）の処理は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、必要に応じ次のように行うものとする。

ア 埋却

埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。

イ 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

第29節 遺体の搜索・処理・埋火葬（共通）

第1項 防災目標

○大規模災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

第2項 実施責任

生活環境部・健康福祉部・消防本部

第3項 対 策

1 遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

遺体の搜索は、市災害対策本部において赤十字奉仕団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。ただし、市災害対策本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

(2) 応援の要請等

市災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 市災害対策本部は、県地方部（健康福祉部）に遺体捜査の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあっては、近隣市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等
- (ウ) 応援を求める人数又は舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、市災害対策本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分を待つて必要に応じ、次の方法により遺体を処理するものとする。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市災害対策本部において医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、市災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡した者で市災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市災害対策本部において、直接埋火葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支

給する等現物支給をもって行うものとする。なお、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察、医師会、歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに、埋火葬する。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

なお、埋火葬の実施が、市災害対策本部でできないときは、「1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

4 火葬処理の応援

大規模な災害により遺体の数が多いとき、又は市火葬施設が損壊し、市施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

5 災害救助法が適用された場合

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体搜索のため支給できる費用は、舟艇、その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体搜索日から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 遺体の処理、収容

ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

検案は原則として医療救護班によって行う。

ウ 方法

遺体の処理は、救助の実施機関内において現物給付で行うこと。

エ 費用の限度

(ア) 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

(イ) 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域慣行料金の額以内とする。

(ウ) 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)

(エ) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 遺体埋火葬の対象

(ア) 災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資金の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

(イ) 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は市長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

(ウ) 費用

a 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物を持って実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

(a) 棺（付属品を含む。）

(b) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(c) 骨つぼ及び骨箱

b 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

c 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第30節 文教対策（幼保園児を含む）（共通）

第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、被災後、これらの施設の教育機能を速やかに回復する。
- 市内文化財の被害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図る。

第2項 実施責任

健康福祉部・教育委員会

第3項 対策

1 実施機関

- (1) 市立小中学校、幼稚園等の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会が計画し実施する。
- (2) 災害に対する市立小中学校、幼稚園等の措置については、教育委員会の計画に基づき学校長、園長等が具体的な応急対策を講じる。
- (3) 教材、学用品の確保については市長が実施する。

2 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、市教育委員会及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、各学校においては、平時より災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等にかかる体制を整備するものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

児童生徒・幼稚園児の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次により臨時休業(園)の措置をとる。

(ア) 災害が始業後に発生した場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うものとする。

なお、状況に応じて保護者等に連絡し引き渡すものとし、幼稚園、保育所については必ず保護者に引き渡すものとする。ただし、保護者が不在の場合又は居住地域に危険のおそれがあるときは、学校等に保護する。

(イ) 登校(園)前に休校(園)の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。

(ウ) 校長等は、災害等で校舎等が危険であると判断する場合は、直ちに教育委員会に報告し、適切な臨時避難の措置を行い、教職員等が児童生徒等の誘導にあたる。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集及びその伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定、及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について保護者との相談のうえ対応策を定めておくとともに、そのことをあらかじめ教職員、

児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の防備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補修改善に努める。

3 応急教育の実施

文教施設、設備等の被災又は児童生徒等のり災により通常の教育を行えない場合の応急教育は、本計画による。

(1) 教育施設の確保、教職員の確保(実施責任者)

市立学校、市立学校以外の市の教育機関	… 市教育委員会
私立学校	… 私立学校設置者

(2) 文教施設、設備等の応急対応

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

(3) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

(4) 激甚災害により、児童・生徒等が避難した場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、避難地への訪問等を実施して教育の確保に努める。

4 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住宅に被害を受け、学用品等を喪失またはき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

5 り災児童生徒等の保健管理

(1) り災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。

(2) 学校の設置者は応急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。

6 教育施設の応急対策

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告するものとする。教育委員会は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立する。

(2) 施設の応急対策

ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行う。

イ 応急修理のできる場合は、速やかに修理のうえ使用する。なお、上記事項については、関係機関が協議して定めるものとし、その決定事項は、教職員、児童生徒及び市民に周知するものとする。

- ウ 黒板、机、椅子その他施設で修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。
- エ 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡のうえ、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の施設を借り上げる。

7 給食の措置

- 学校給食は、次のような事情を十分留意して、可能な限り継続して実施する。
- (1) 給食施設が被害を受け、自校炊飯が不可能な場合は、隣接校等の協力により実施する。
 - (2) 災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整に十分留意する。
 - (3) その他、給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

8 災害救助法が適用された場合

(1) 学用品の調達及び確保

ア 対象者

災害のために被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒

イ 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

教科書については、所要冊数を三重県教科書供給所を通じて取り寄せて給与する。学用品等は最低必要数を確保し、り災児童・生徒等に速やかに届ける。

(2) 給与の限度

区分	小学校	中学校	高等学校等
教科書代	実費	実費	実費
文房具・通学用品	4,100円以内	4,400円以内	4,800円以内

(注1) 教科書代とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(注2) 上記の金額は、災害救助法による実費弁償の基準の改正に伴い改められる。

(3) 給与する期間

災害発生の日から、教科書にあっては1か月以内、学用品については15日以内とする。これは物資が最終的にり災児童の手に渡る期間をいう。

9 文化財の保護

(1) 被害報告

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

また、国・県指定等文化財である場合は、教育委員会はその状況を速やかに県教育委員会へ報告するものとする。

(2) 応急対策

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、市指定文化財にあっては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあっては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合には、この限りではない。

第31節 住宅応急対策（共通）

第1項 防災目標

- 災害により住居を失った被災者のための住宅相談窓口を設置し、住居（既存公営住宅、応急仮設住宅等）を確保する。
- 特に、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、これらの被災住宅による二次災害を防止する。

第2項 実施責任

健康福祉部・都市整備部

第3項 対策

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても、知事から委任されたとき、または知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、三重県建設業協会の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

2 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、り災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置し、居住の安定を図るものとする。また、設置場所については、市において決定する。なお、市は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

3 応急仮設住宅の入居対象者等

(1) 入居者

- ア 住家が全壊(焼)流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(注)ウに該当する者の例

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない寡婦及び母子家庭
- 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅への入居については、高齢者、障害者に配慮した住宅の設置に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても、周知方に十分配慮するものとする。

(3) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成するものとする。従って市においては、災

害発生の日から 7 日以内に建設場所及び入居該当者について県へ報告しなければならない。

(4) 費用の限度

「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から 2 年以内とする。

4 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 費用の限度

「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から 1 か月以内とする。

5 市営住宅等の活用

市営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図る。

6 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

7 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

8 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設は、三重県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、三重県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

ア 設置場所

市において決定する。

イ 費用の基準

1 戸当たり 29.7 平方メートル（9 坪）を基準とし、2,387,000 円以内とする。

ウ 構造及び規模

軽量型鋼プレース構造又は鉄骨型鋼ユニット構造で 2 戸～6 戸の連棟計画を標準とし、1 戸当たり面積 29.7 平方メートルを基準とする。

エ 実施

市において直接又は建築業者に請け負わせて行うものとするが、市又は業者に手持資材がない場合、又は困難な場合は県から必要資材の斡旋を受けて行うものとする。

オ 建築期間

災害発生の日から 20 日以内に着工することとし、できる限り速やかに完成し、供与は 2 年以

内とする。

カ 入居基準

- (ア) 住家が全壊、全焼、流失した世帯であること。
- (イ) 居住する仮住家がない世帯であること。
- (ウ) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。
- (エ) 市の全壊、全焼、流失戸数の3割以内であること。上記該当者が3割を超えた場合は、生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

(2) 災害救助法による住宅の応急修理

ア 費用の基準

1世帯当たり 520,000円以内とする。

イ 実施

応急仮設住宅に準じる。

ウ 修理箇所

- (ア) 応急修理は、居室、炊事場、便所等のような日常生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。
- (イ) 個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理であって畳の入れ替え基礎工事等は認められない。

エ 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

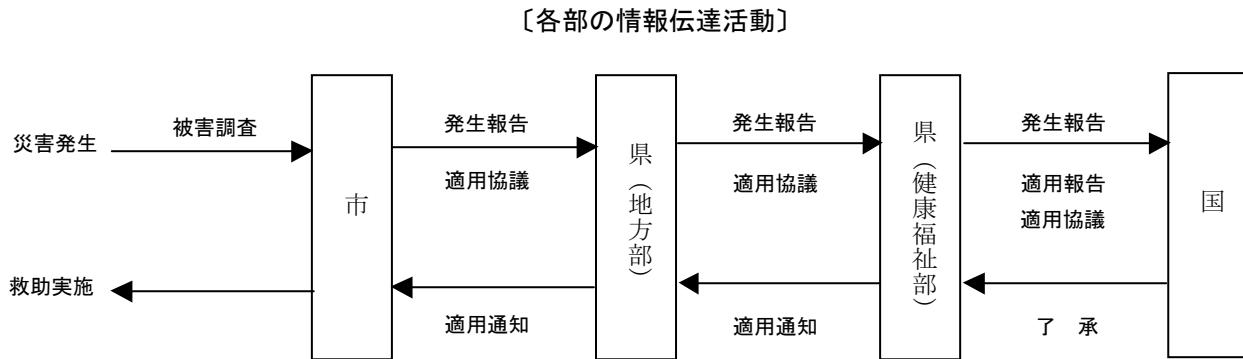
オ 対象者

- (ア) 住家が半壊、半焼し、そのままでは当面日常生活を営むことができないものであること。
- (イ) 自己の資金では応急修理を行うことができないものであること。
- (ウ) 半壊、半焼戸数の3割以内とする。ただし、必要があると認められる場合は災害救助法適用市町の半壊、半焼世帯数の合計数の3割の範囲内で、市町相互間において修理戸数の融通をすることができる。
- (エ) 特別の事情があるときは、知事に要請し、厚生労働大臣の承認を受けた対象世帯数の限度を引き上げることができる。

第32節 災害救助法の適用（共通）

第1項 防災目標

○大規模な災害においては、家屋の倒壊をはじめとして、火災、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大な人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認められたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。



第2項 実施責任

健康福祉部

第3項 対策

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号以下「施行令」という。）

第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失（注1）した世帯の数	市 80世帯以上	第1条第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ 市 40世帯以上	第1条第1項 第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上	第1条第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したもである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注2）	第1条第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けおそれがある場合	（知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある）	第1条 第1項第4号

（注1）住家の滅失等の認定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半

焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(注2)については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

2 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもつて要請し、後日文書により改めて手続きをする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必用な事項

3 救助の種類と実施権限の委任

- (1) 災害救助法による救助の種類
 - ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 災害にかかった住宅の応急修理
 - キ 生業に必要な資金の貸与
 - ク 学用品の給与
 - ケ 埋葬
 - コ 死体の搜索及び処理
 - サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 知事から委任を受けた市町長は、委任された救助の実施責任者となるものである。
- (3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

4 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

平成 22 年度災害救助基準

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または、受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり300円以内 (加算額) 冬期…別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																							
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり 平均 29.7m ² (9坪) を基準とする 2 限度額 1戸当たり 2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均 1 戸当たり 29.7m ² 、2,366,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)																																							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であると。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1 人世帯</th> <th>2 人世帯</th> <th>3 人世帯</th> <th>4 人世帯</th> <th>5 人世帯</th> <th>6 人以上 1 人増すごとに加算</th> <th rowspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,400</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算		全壊全焼 流失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算																																				
全壊全焼 流失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																				
	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400																																				
半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																				
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																				
(単位: 円)																																											

第3章 災害応急対策計画

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会の届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,300円以内 既存建物借上費 時 保 存 1 体当たり5,000円以内 検救護班以外は慣行料金索	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保管にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
範囲	費用の限度額	期間	備考	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第33節 災害義援金、義援物資の受入（共通）

第1項 防災目標

○災害の発生に伴い、市民、他都道府県市町等から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

第2項 実施責任

健康福祉部

第3項 対策

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。
社会福祉法人三重県共同募金会、社団法人日本赤十字社三重県支部、
社団法人三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体

2 募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が市民を対象に募集を行うものであり、募集内容にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。

3 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、市災害対策本部において一括取りまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管するものとする。

4 配分、輸送

- (1) 義援金及び義援品の配分計画については、市災害対策本部及び関係機関と協議のうえ策定する。
- (2) 義援金及び義援品は、速やかに災者に届くよう、関係機関を通じて配分輸送するものとする。
- (3) 他の都道府県に配分する場合は、都道府県に送付するものとする。

5 住民が実施する対策

(1) 集積引継ぎ

ア 義援金及び義援品を各家庭から募集したときは、自主防災組織、区・自治会及び民生委員・児童委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。
イ 職場募集又は生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

6 その他防災関係機関が実施する対策（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

(1) 実施機関

前記「1 実施機関」に準ずる。

(2) 募集

前記「2 募集」に準ずる。

(3) 集積引継ぎ

前記「5 住民が実施する対策(1)集積引継ぎ」に準ずる。

(4) 保管

前記「3 保管」に準ずる。

(5) 費用

義援金品等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担するものとする。